

## ＜高等裁判所における民事訴訟事件(控訴審)の審理の状況＞

### 3.1 民事控訴審訴訟事件について

#### ○ 民事訴訟における控訴審の手続の流れ

民事控訴審訴訟事件の手続の流れについて、ごく簡単に説明する。

#### ○ 民事控訴審訴訟事件の統計について

今回の報告書の統計データについて、あらかじめ一般的な説明しておく。

### 3.2 民事控訴審訴訟事件の審理期間等について

#### 3.2.1 統計データから見る民事控訴審像

#### ○ 民事控訴審訴訟事件(高等裁判所)の概況 【表1～表6】

民事控訴審訴訟事件に関する基本的なデータを概観する。

#### ○ 民事控訴審訴訟事件の審理期間の状況 【図7～図9】

控訴審の審理期間については、6月以内の事件が71.1%を占めている(【図7】)。原審で十分な審理がされている場合には、控訴審の審理は早期に終局するのが通常であり、そのようなケースが大半であることを表しているのではないかと考えられる。

また、判決で終局した事件は、他の終局事由に比して平均審理期間が長い(【図8】)。

#### 3.2.2 審理期間と期日回数及び期日間隔との関係

#### ○ 期日の実施状況 【図10～図12】

口頭弁論期日回数1回の事件が58.5%、争点整理期日回数0回の事件が87.3%、全期日回数1回の事件が53.8%を占めている(【図10】、【図11】、【図12】)。控訴審では、第一審で十分な審理・判断がされ、更なる争点整理や証拠調べを要しないと判断した場合、争点整理期日を開くことなく第1回口頭弁論期日で結審すること(一回結審)となるが、上記データは、そのような事件が多いことを示唆している。

#### ○ 事件類型別の期日の実施状況 【図13～図15】

事件類型別に見ると、「医療損害賠償」や「建築瑕疵損害賠償」の平均審理期間が長い(【図13】)。

#### ○ 審理期間と期日回数及び期日間隔との関係 【図16】

審理期間と平均全期日回数との間には比例的な関係が認められるが、平均期日間隔は、審理期間3年以内の事件についてはおおむね一定である(【図16】)。したがって、控訴審の審理期間の

長期化は、基本的には、期日間隔の長期化よりも期日回数の増加によるものと考えられる。

○ 終局区分別の期日回数及び期日間隔 【図17～図18の2】

控訴棄却以外の判決で終局した事件は、全期日回数2回以上の事件の割合が61.0%となっており、他の終局区分に比べて多い(【図17】)。また、控訴棄却以外の判決で終局した事件の平均期日間隔は、他の終局区分のそれと同じか、それよりも短い(【図18の1】、【図18の2】)。したがって、控訴棄却以外の判決の場合に審理期間が長くなっているのは、期日間隔ではなく期日回数の増加によるものと考えられる。

3.2.3 人証数と審理期間との関係

○ 人証数の状況 【図19～図21】

人証調べを実施しなかった事件が95.1%を占めているが(【図19】)、取り調べるべき人証は第一審において取り調べているのが通常であるため、控訴審において人証調べが必要となる事件は少ないという事情によるものと考えられる。

また、控訴棄却以外の判決で終局した事件は、他の終局区分の事件よりも、平均人証数及び人証を実施した割合が多くなっている(【図21】)。

○ 人証数と審理期間との関係 【図22, 図23】

人証調べが実施された事件の審理期間は、人証調べが実施されなかった事件の審理期間より長い(【図22】、【図23】)。

○ 人証数と期日回数及び期日間隔との関係 【図24, 図25】

人証数が増えると、おおむね平均期日回数が増加している(【図24】、【図25】)。人証数が多い事件ほど、人証により証明を要する争点が多数であることが多いため、控訴審においても、争点整理期日回数が増加するとともに、争点整理又は人証調べを実施する口頭弁論期日の回数も増加したのと考えられる。

○ 人証数別の弁論終結から終局までの期間 【図26】

人証調べが実施された事件では、例外を除き、人証調べが実施されなかった事件に比べて、弁論終結から終局までの期間が長くなっている(【図26】)。これは、人証調べが実施された事件の方が、争点についての判断が難しい事件が多いことを示唆しているように思われる。

3.2.4 当事者数と審理期間との関係

○ 当事者数の状況 【図27】

控訴人及び被控訴人が各1人の訴訟が67.8%を占めている(【図27】)。

○ 当事者数と審理期間との関係 【図28～図30】

当事者の数が多くなると、審理期間が長くなっているが、控訴人数が多くなる場合と被控訴人数が多くなる場合とで、審理期間の長くなる傾向はほとんど変わらない(【図28】、【図29】、【図30】)。この点は、第一審において、原告数が増加した場合の方が被告数が増加した場合よりも長期化しやすいという傾向が見られたのとは異なる。

○ 当事者数と期日回数及び期日間隔との関係 【図31～図34】

当事者数が増えると、おおむね平均期日回数が増加している(【図31】、【図32】、【図33】)。これは、当事者の数が多いほど、取調べを必要とする人証数が増加するとともに、訴訟物、争点及び関連証拠が増加するため、控訴審においても争点整理に多くの期日を要することを示唆しているのではないかと考えられる。

他方、控訴人又は被控訴人の数が1人の場合と2人～9人の場合とで、平均期日間隔はほとんど変わらないが、10人以上となると、平均期日間隔が若干長くなっている(【図34】)。これは、当事者が10人以上となると、共通の訴訟代理人が付かないケースにおいて、期日調整が困難となるという事情によるものではないかと考えられる。

○ 当事者数別の弁論終結から終局までの期間 【図35】

【図35】によれば、当事者数が多くなると、弁論終結から終局までの平均期間が長くなっている。当事者数の増加による訴訟物や争点の増加等を反映したものと考えられる。

### 3. 2. 5 訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係

○ 訴訟代理人の選任状況 【図36, 図37】

控訴審では、当事者双方に訴訟代理人を選任される割合が72.8%であり、第一審のそれ(38.1%)よりも高い(【図36】)。

○ 訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係 【図38, 図39】

当事者双方に訴訟代理人を選任されている事件が、最も平均審理期間が長く、6月以内に終局した事件の割合が少なくなっている(【図38】、【図39】)。控訴審においても、内容が複雑困難な事件ほど訴訟代理人を選任されることが多いという事情が影響しているのではないかとと思われる。

○ 訴訟代理人の選任状況と期日回数及び期日間隔との関係 【図40, 41】

当事者双方に訴訟代理人を選任されている事件が、最も平均期日回数が多いが、平均期日間隔は、訴訟代理人の選任状況によって大きな差はない(【図40】、【図41】)。そうすると、当事者双方に訴訟代理人の選任されている事件が最も審理期間が長いという前述の結果は、期日回数の増加によるものと考えられる。

○ 訴訟代理人の選任状況と人証数との関係 【図42】

控訴人側のみに訴訟代理人が選任されている事件の平均人証数が最も多く、次いで、当事者双方に訴訟代理人が選任されている事件の平均人証数が多い(【図42】)。控訴人に訴訟代理人が選任されている場合には、同代理人が、法律専門家としての知識・経験に基づき、控訴審において様々な主張立証を試み、その中で積極的に人証申請等を行うことも少なくないといった事情が影響しているのではないかと考えられる。

### 3.2.6 第一審の審理期間と控訴審の審理期間との関係 【図43】

全体的な傾向としては、第一審の審理期間が長くなるにつれて控訴審の審理期間も長くなるという傾向が一応うかがわれるが、他方で、第一審の審理が長期化した場合でも、控訴審の審理期間の長さは、一定の範囲内に収まっているケースが相当程度あるといえる(【図43】)。基本的には、内容が複雑困難な事件ほど第一審も控訴審も審理期間が長くかかるが、控訴審においては、第一審の審理及び判決を前提とすることができるため、審理期間の長さが一定の範囲内に収まるのではないかと考えられる。

### 3.2.7 審理期間と上訴率との関係

#### ○ 控訴審の審理期間と上告率との関係 【図44～図46】

控訴審の審理期間が1年を超えた事件については、上告率が比較的高くなっており(【図44】)、第一審の訴え提起から控訴審の判決言渡しまでの通算の審理期間が3年を超えた事件についても、上告率が比較的高くなっている(【図46】)。これらの事件には、争いが深刻な事件、あるいは内容が複雑困難であったり、当事者数が多い事件などが、より多く含まれているためではないかと考えられる。

また、期日を1回も開くことなく判決をした場合(大半は、第一審が口頭弁論を経ないで訴え却下の判決をし、控訴審もそれを支持して、口頭弁論を経ずに控訴棄却の判決をしたケースであると考えられる。)は上告率が高いが、いわゆる一回結審の事件については、上告率は高くない(【図45】)。

### 3.3 民事控訴審訴訟事件の審理期間等の経年的推移

#### ○ 審理期間と期日回数・期日間隔の経年的推移 【図47～図49】

昭和58年から平成18年に至るまで、平均審理期間及び平均口頭弁論期日回数はほぼ一貫して短縮化しているのに対し、平均期日間隔は、ほぼ横ばいであり、むしろ平成10年以降若干長くなっている(【図47】、【図48】、【図49】)。したがって、控訴審における平均審理期間の短縮は、期日回数の減少によってもたらされたといえる。

### ○ 人証数の経年的推移 【図50～図52】

控訴審における平均人証数は、ここ20年ほどで減少してきており（【図50】）、また、人証調べを実施した事件では、人証数1人の事件の占める割合が若干増加し、人証実施事件における平均人証数も減少してきた（【図51】、【図52】）。第一審においては、これまで訴訟運営の改善が重ねられ、充実した争点整理に基づき必要な人証を取り調べるという審理の在り方が実現されるようになってきたが、第一審で争点の解明に必要な人証調べが実施されていれば、それを前提とする控訴審においては人証調べを実施する必要がないと考えられることから、上記のような控訴審における人証数の減少が見られるようになったものと考えられる。

### ○ 審理期間と新受事件数の経年的推移 【図53】

新受件数の増加にもかかわらず、控訴審の平均審理期間は短縮化しており、その短縮化傾向は第一審と比べても顕著である（【図53】）。

### ○ 審理期間別事件数の経年的推移 【図54】

審理期間6月以内で終局している事件の割合が、現行の民事訴訟法が施行された平成10年以降、大幅に増加している（【図54】）。この原因としては、第一審において訴訟運営の改善が進み、充実した審理及びこれに基づく判断がされるようになってきたことが、控訴審の審理期間の短縮化にも貢献した面が大きいのではないかと考えられる。

## 3.4 控訴審における専門訴訟

### 3.4.1 控訴審における医事関係訴訟

#### ○ 医事関係訴訟の控訴審における審理期間の状況 【図55, 図56】

医事関係訴訟の控訴審の平均審理期間は、民事訴訟全体のその2倍近くとなっているが（【図55】）、第一審においては、医事関係訴訟の平均審理期間（25.5月）は、民事訴訟全体のその（7.8月）の約3.3倍であり、それに比べれば、長期化の度合いは小さい。専門訴訟の審理の特性あるいは困難性というものが、第一審ではまず直接的に審理期間に反映するが、控訴審では、第一審の審理と判決が前提となることから、専門訴訟の特性等による影響が第一審ほどは大きくないのではないかと考えられる。

また、鑑定を実施した事件はいずれも審理期間が長期化しているが、医事関係訴訟の鑑定実施事件では、控訴審においても、審理期間が30.3月に達している（【図55】）。

民事訴訟全体の控訴審では、審理期間が6月以内の事件の割合が圧倒的に多いのに対し、医事関係訴訟の控訴審では、審理期間6月以内の事件の割合が最も多いものの、6月超1年以内の事件の割合も相当程度多く、また、控訴審の審理期間が1年を超えた事件の割合も、医事関係訴訟の方が民事訴訟全体よりも多い（【図56】）。これらは、医事関係訴訟の複雑困

難性を反映したものと考えられる。

#### ○ 医事関係訴訟の控訴審における鑑定状況と審理期間への影響 【図57～図59】

控訴審においても、医事関係訴訟の鑑定実施率は、民事訴訟全体のそれに比べて格段に高い(【図57】)。医事関係訴訟の控訴審において鑑定を実施した事件は、平均審理期間が30.3月と長期化しており、これが上記鑑定実施率の高さと相まって、医事関係訴訟の控訴審事件全体の平均審理期間を長くする大きな要因となっているのではないかと考えられる。

医事関係訴訟で鑑定を実施した事件では、控訴審においても、平均全期日回数が多くなっている(【図58】)。このような事件は、内容的にも困難な事件であり、争点整理に期日を要するため、期日回数も多くなっているものと考えられる。

鑑定を実施した事件は平均期日間隔が半月以上長くなっている(【図59】)。鑑定期間中に期日を入れていないことが、平均期日間隔が長くなることに影響していると考えられるが、鑑定を要するような困難な事件では、期日間の準備にも時間がかかっている可能性がある。

### 3.4.2 控訴審における建築関係訴訟

#### ○ 建築関係訴訟の控訴審における審理期間の状況 【図60, 図61】

建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件の控訴審の平均審理期間は、それぞれ、民事訴訟全体のその約1.8倍、約1.3倍となっているが(【図60】)、第一審においては、建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件の平均審理期間(それぞれ、23.7月、14.2月)は、それぞれ、民事訴訟全体のその(7.8月)の約3.0倍、約1.8倍であり、それに比べると長期化の度合いは小さい。控訴審においては、第一審の審理と判決が前提となることから、専門訴訟の審理の特性あるいは困難性による審理期間への影響が第一審ほどは大きくないのではないかと考えられる。

建築関係訴訟においては、審理期間が6月以内の事件の割合が最も多いが、その程度は、民事訴訟全体に比べると少ない(【図61】)。

### 3.4.3 控訴審における知的財産権訴訟

#### ○ 知的財産権訴訟の控訴審における審理期間の状況 【図62, 図63】

知的財産権訴訟と民事訴訟全体の各控訴審における平均審理期間の差は限られたものとなっている(【図62】)。これは、知的財産権訴訟が専門性の高い訴訟類型であるところ、第一審においては、当該専門性の故に、争点整理等に相当程度の時間を要するため、平成18年における平均審理期間は、民事訴訟全体に比べて4.3月長くなっているのに対し、控訴審においては、第一審の審理及び判断を前提として手続を進めることとされているため、知的財産

権訴訟の専門性による審理期間への影響が、第一審ほど大きくないことに起因するのではないかと考えられる。

また、審理期間が6月以内の事件の割合と6月超1年以内の事件の割合の合計を見ると、知的財産権訴訟の控訴審と民事訴訟全体の控訴審との差は限られたものとなっている(【図63】)。

以上のことから、知的財産権訴訟の控訴審は、専門性による影響を受けつつも、民事訴訟全体の控訴審に準じた審理期間で審理を行っているといえよう。

#### 3.4.4 控訴審における労働関係訴訟

##### ○ 労働関係訴訟の控訴審における審理期間の状況 【図64, 図65】

労働関係訴訟と民事訴訟全体の各控訴審における平均審理期間はほぼ同じである(【図64】)。これは、労働関係訴訟においては、規範的要件の当てはめの検討が必要であることや、立証方法として人証が多いことなどの特質があり、第一審ではその特質が平均審理期間の長さに影響を及ぼしている(平成18年における労働関係訴訟の平均審理期間は、民事訴訟全体の平均審理期間よりも4.7月長い。)と考えられるのに対し、控訴審では、第一審の審理及び判断を前提として手続を進めることとされているため、上記のような労働関係訴訟の特質の影響を受ける度合いが小さいことに起因するのではないかと考えられる。

また、審理期間別の事件割合については、労働関係訴訟の控訴審は、民事訴訟全体の控訴審とおおむね同様の傾向が見られるものといえよう(【図65】)。

#### 3.4.5 控訴審における行政事件訴訟

##### ○ 行政事件訴訟の控訴審における審理期間の状況 【図66, 図67】

行政事件訴訟と民事訴訟全体の各控訴審の平均審理期間の差は限られたものとなっている(【図66】)。これは、行政事件訴訟が、行政法規の解釈適用等が争点となる専門性の高い訴訟類型である上、争点が多数で複雑な事案が多いことなどのため、第一審においては、平均審理期間の差が大きい(平成18年における行政事件訴訟の平均審理期間は、民事訴訟全体の平均審理期間よりも6.6月長い。)と考えられるのに対し、控訴審においては、第一審の審理及び判断を前提として手続を進めることとされているため、行政事件訴訟の専門性や当該事案の複雑性による審理期間への影響が、第一審ほど大きくないことに起因するのではないかと考えられる。

また、審理期間が6月以内の事件の割合と6月超1年以内の事件の割合の合計を見ると、行政事件訴訟の控訴審と民事訴訟全体の控訴審との差は限られたものとなっている(【図67】)。

以上のことから、行政事件訴訟の控訴審は、専門性や当該事案の複雑性による影響を受けつつも、民事訴訟全体の控訴審に準じた審理期間で審理を行っているといえよう。

○ 行政事件訴訟の控訴審における審理等の概況 【表68～表72】

行政事件訴訟の控訴審の審理を第一審のそれと比べると、民事訴訟全体の控訴審の場合と同様、争点整理実施率が低く、平均人証数が少ないという特徴が統計上見られる。控訴審が第一審の審理及び判決を前提として手続を進めていることが、こうした統計数値に表れていると考えられる。

○ 行政事件訴訟の控訴審における新受事件及び平均審理期間の経年的変化 【図73】

行政事件訴訟では、近時の新受件数の増加にもかかわらず、平均審理期間が短縮化しているが、その背景には、行政事件訴訟の控訴審においても、民事訴訟全体の控訴審におけるのとおおむね同様の審理が行われるようになったことがあるものと考えられる。

### 3.5 事件数や審理期間に関する地域的状況

○ 高等裁判所別の事件数及び審理期間の状況 【図74～図77】

高等裁判所別の既済事件数を見ると、東京高等裁判所及び大阪高等裁判所の既済事件数が、他の高等裁判所のそれに比べて圧倒的に多い(【図74】、【図75】)。

また、平均審理期間は、高等裁判所により、多少のばらつきがある。平均審理期間について、平成18年の数値と平成元年から平成18年までの平均値を比較すると、民事訴訟事件では、すべての庁(支部)において、平成18年平均審理期間の方が短くなっているのに対し、行政事件では、平成18年平均審理期間の方が長い庁(支部)が2庁ある(【図76】、【図77】)。

## 高等裁判所における民事訴訟事件（控訴審）の審理に関する統計資料

※ ( ) 内のページ数及び図表の番号は、図表に対応する迅速化検証報告書（平成 17 年 7 月）中の地裁第一審訴訟事件に関する図表の掲載ページ及び図表番号を示したものである。

### 1 平成 18 年単年度

- 【表 1】 民事控訴審訴訟事件数及び平均審理期間(※ P19-表 3)
- 【表 2 の 1】 平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔(※ P20-表 5)
- 【表 2 の 2】 平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔（判決言渡期日を含む）
- 【表 3】 争点整理実施率及び平均争点整理期日回数(※ P20-表 6)
- 【表 4】 平均人証数(※ P20-表 7)
- 【表 5】 鑑定及び検証実施率(※ P20-表 8)
- 【表 6】 終局区分別の事件数及び事件割合(※ P21-表 9)
- 【図 7】 審理期間別の事件割合(※ P21-図 11)
- 【図 8】 控訴審終局区分別の平均審理期間
- 【図 9】 控訴審終局区分別の控訴審審理期間分布
- 【図 10】 口頭弁論期日回数の分布状況(※ P25-図 16 の 1)
- 【図 11】 争点整理期日回数の分布状況(※ P25-図 16 の 2)
- 【図 12】 全期日回数の分布状況(※ P25-図 17)
- 【図 13】 事件類型別の平均口頭弁論期日回数と平均審理期間(※ P27-図 19)
- 【図 14】 事件類型別の平均争点整理実施率と平均審理期間(※ P28-図 20 の 1)
- 【図 15】 事件類型別の平均争点整理期日回数と平均審理期間(※ P29-図 20 の 2)
- 【図 16】 審理期間別の平均全期日回数及び平均期日間隔(※ P30-図 21)
- 【図 17】 控訴審終局区分別の全期日回数分布
- 【図 18 の 1】 控訴審終局区分別の平均期日間隔
- 【図 18 の 2】 控訴審終局区分別の平均期日間隔（判決言渡期日を含む）
- 【図 19】 人証数の分布状況(※ P32-図 23)
- 【図 20】 事件類型別の平均人証数とその内訳(※ P33-図 25)
- 【図 21】 控訴審終局区分別の人証数分布
- 【図 22】 人証数別の平均審理期間(※ P34-図 26)
- 【図 23】 人証数別の審理期間の分布状況(※ P35-図 27)
- 【図 24】 人証数別の平均全期日回数及び平均期日間隔(※ P36-図 28)

- 【図 2 5】 人証数別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数  
(※ P37-図 29)
- 【図 2 6】 人証数別の弁論終結から終局までの平均期間(※ P37-図 30)
- 【図 2 7】 当事者数の分布状況(※ P38-図 31)
- 【図 2 8】 当事者数別の平均審理期間(※ P40-図 33)
- 【図 2 9】 審理期間別の控訴人数の分布状況(※ P40-図 34 の 1)
- 【図 3 0】 審理期間別の被控訴人数の分布状況(※ P41-図 34 の 2)
- 【図 3 1】 当事者数別の平均全期日回数(※ P42-図 35)
- 【図 3 2】 当事者数別の平均口頭弁論期日回数(※ P42-図 36)
- 【図 3 3】 当事者数別の平均争点整理期日回数(※ P42-図 37)
- 【図 3 4】 当事者数別の平均期日間隔(※ P43-図 38)
- 【図 3 5】 当事者数別の弁論終結から終局までの平均期間(※ P45-図 41)
- 【図 3 6】 訴訟代理人の選任状況(※ P47-図 43)
- 【図 3 7】 事件類型別の訴訟代理人の選任状況(※ P48-図 44)
- 【図 3 8】 訴訟代理人の選任状況別の平均審理期間(※ P49-図 45)
- 【図 3 9】 訴訟代理人の選任状況別の審理期間の分布状況(※ P49-図 46)
- 【図 4 0】 訴訟代理人の選任状況別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理  
期日回数(※ P50-図 47 の 1)
- 【図 4 1】 訴訟代理人の選任状況別の平均期日間隔(※ P50-図 47 の 2)
- 【図 4 2】 訴訟代理人の選任状況別の平均人証数(※ P51-図 50)
- 【図 4 3】 第一審審理期間別の控訴審審理期間分布
- 【図 4 4】 控訴審の審理期間別の上告率
- 【図 4 5】 控訴審の全期日回数別の上告率
- 【図 4 6】 第一審及び控訴審の合計審理期間別の上告率

## 2 経年変化

- 【図 4 7】 平均審理期間と平均口頭弁論期日回数の推移(※ P54-図 52)
- 【図 4 8】 平均審理期間と平均期日間隔の推移(※ P54-図 53)
- 【図 4 9】 平均審理期間, 平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔の推移  
(※ P55-図 54) (昭和 58 年の各数値を 100 とし, 指数化して, その  
後の推移を見たもの)
- 【図 5 0】 平均人証数の推移(※ P56-図 55)
- 【図 5 1】 平均人証数の推移 (人証調べを実施した事件) (※ P57-図 58)

- 【図 5 2】 人証数の割合の推移（人証調べを実施した事件）（※ P57-図 59）
- 【図 5 3】 新受件数と平均審理期間の推移（※ P62-図 68）
- 【図 5 4】 既済事件の審理期間（控訴審のみ）別事件数の推移（※ P63-図 69）
- 【図 5 5】 平均審理期間（医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 5 6】 審理期間別の事件割合  
（医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 5 7】 鑑定実施率（医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 5 8】 鑑定の有無別の平均全期日回数（医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 5 9】 鑑定の有無別の平均期日間隔（医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 6 0】 平均審理期間（建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 6 1】 審理期間別の事件割合  
（建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 6 2】 平均審理期間（知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 6 3】 審理期間別の事件割合（知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 6 4】 平均審理期間（労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 6 5】 審理期間別の事件割合  
（労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 6 6】 平均審理期間（行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【図 6 7】 審理期間別の事件割合  
（行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）
- 【表 6 8】 平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔
- 【表 6 9】 平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔（判決言渡期日を含む）
- 【表 7 0】 争点整理実施率及び平均争点整理期日回数
- 【表 7 1】 平均人証数
- 【表 7 2】 終局区分別の事件数及び事件割合
- 【図 7 3】 審理期間と新受件数の経年的変化

### 3 高裁別

- 【図 7 4】 高裁別既済事件数の状況（民事）（※ P145-図 277）
- 【図 7 5】 高裁別既済事件数の状況（行政）

【図 7 6】 高裁別審理期間の状況（民事）（※ P146-図 279）

【図 7 7】 高裁別審理期間の状況（行政）

# I 平成18年単年度

【表1】民事控訴審訴訟事件数及び平均審理期間(※P19-表3)

民事控訴審訴訟事件数	15,290
平均審理期間(月)	6.2

【表2の1】平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔(※P20-表5)

平均口頭弁論期日回数	1.5
平均期日間隔(月)	3.0

平均期日間隔＝平均審理期間÷平均全期日回数

全期日回数＝判決言渡期日を除く口頭弁論期日回数＋争点整理期日回数

【表2の2】平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔(判決言渡期日を含む)

平均口頭弁論期日回数	2.1
平均期日間隔(月)	2.4

平均期日間隔＝平均審理期間÷平均全期日回数(判決言渡期日を含む)

全期日回数(判決言渡期日を含む)＝口頭弁論期日回数＋争点整理期日回数＋判決言渡期日

【表3】争点整理実施率及び平均争点整理期日回数(※P20-表6)

争点整理 手続	実施率	1,946件 12.7%
	平均争点整理期日回数(全事件)	0.6
	平均争点整理期日回数 (争点整理手続実施事件)	4.4

【表4】平均人証数(※P20-表7)

人証調べ	平均人証数	0.09	平均人証数(人証調べ実施事件)	1.76
	うち平均証人数	0.04	うち平均証人数	0.89
	うち平均本人数	0.04	うち平均本人数	0.87

端数処理の関係で各内訳の人数の合計は全体の人数と必ずしも一致しない。

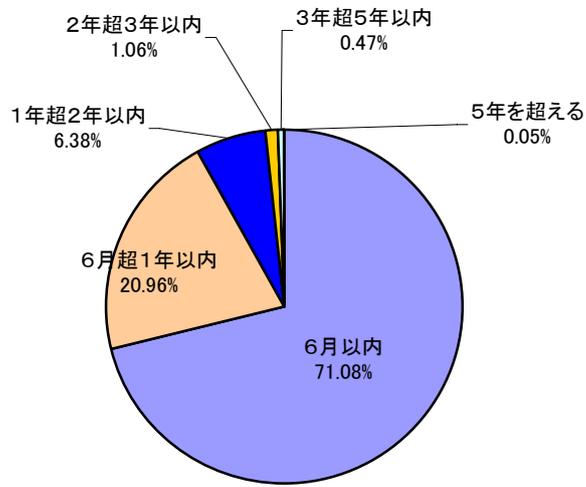
【表5】鑑定及び検証実施率(※P20-表8)

鑑定	94件
実施率	0.61%
検証	5件
実施率	0.03%

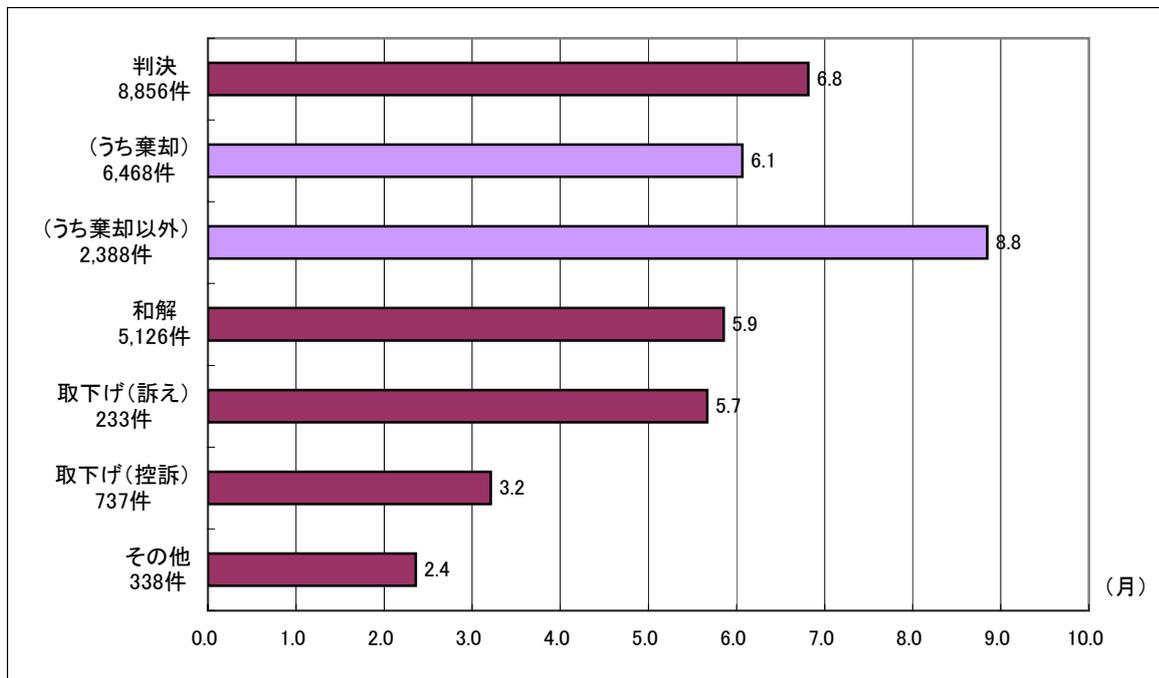
【表6】終局区分別の事件数及び事件割合(※P21-表9)

終局	判決	8,856 57.9%
	和解	5,126 33.5%
区分	訴え取下げ	233 1.5%
	控訴取下げ	737 4.8%
	それ以外	338 2.2%

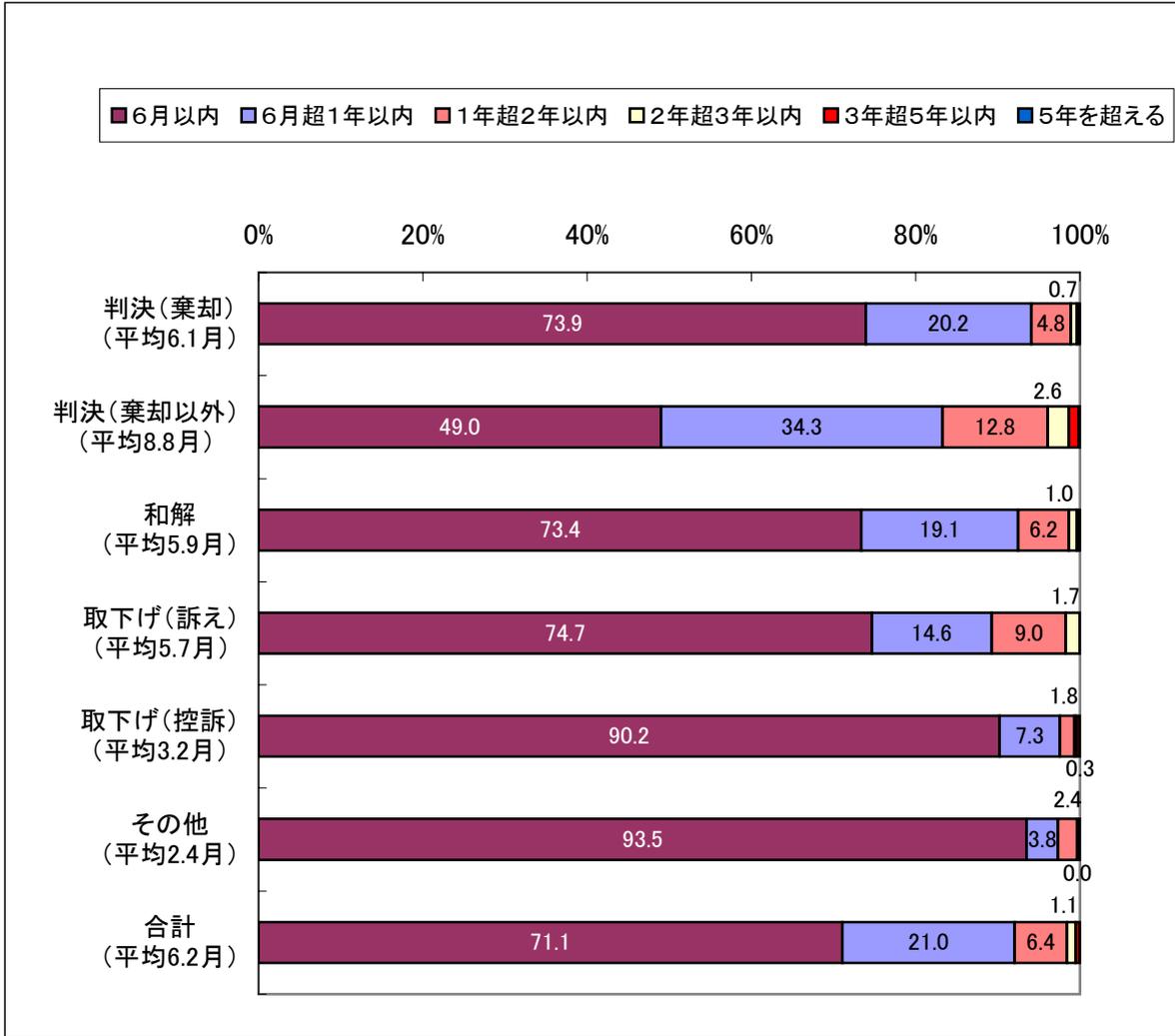
【図7】審理期間別の事件割合(※P21-図11)



【図8】控訴審終局区分別の平均審理期間

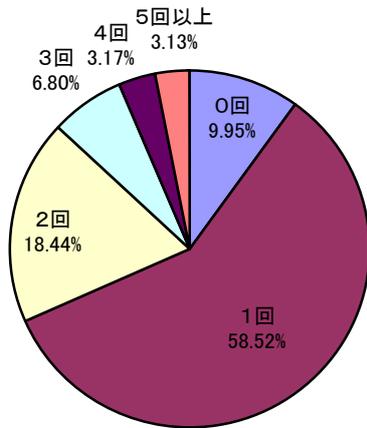


【図9】控訴審終局区分別の控訴審審理期間分布

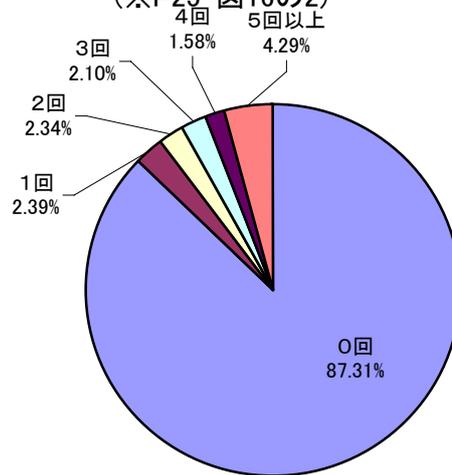


	総数	6月以内	6月超1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超5年以内	5年を超える
判決(棄却)	(100)	(73.9)	(20.2)	(4.8)	(0.7)	(0.3)	(0)
(平均 6.1月)	6,468	4,781	1,306	311	46	22	2
判決(棄却以外)	(100)	(49)	(34.3)	(12.8)	(2.6)	(1.2)	(0.1)
(平均 8.8月)	2,388	1,170	819	306	61	29	3
和解	(100)	(73.4)	(19.1)	(6.2)	(1)	(0.3)	(0)
(平均 5.9月)	5,126	3,762	979	317	49	17	2
取下げ(訴え)	(100)	(74.7)	(14.6)	(9)	(1.7)	(0)	(0)
(平均 5.7月)	233	174	34	21	4	0	0
取下げ(控訴)	(100)	(90.2)	(7.3)	(1.8)	(0.3)	(0.4)	(0)
(平均 3.2月)	737	665	54	13	2	3	0
その他	(100)	(93.5)	(3.8)	(2.4)	(0)	(0.3)	(0)
(平均 2.4月)	338	316	13	8	0	1	0
合計	(100)	(71.1)	(21)	(6.4)	(1.1)	(0.5)	(0)
(平均 6.2月)	15,290	10,868	3,205	976	162	72	7

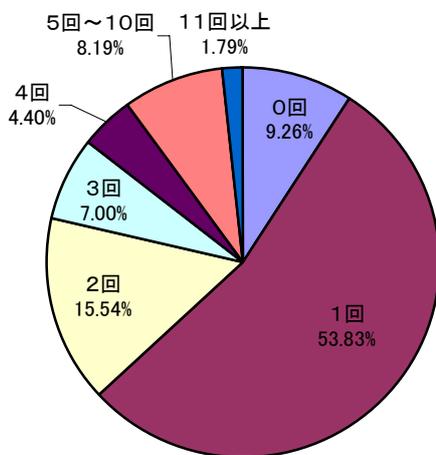
【図10】口頭弁論期日回数の分布状況  
 (※P25-図16の1)



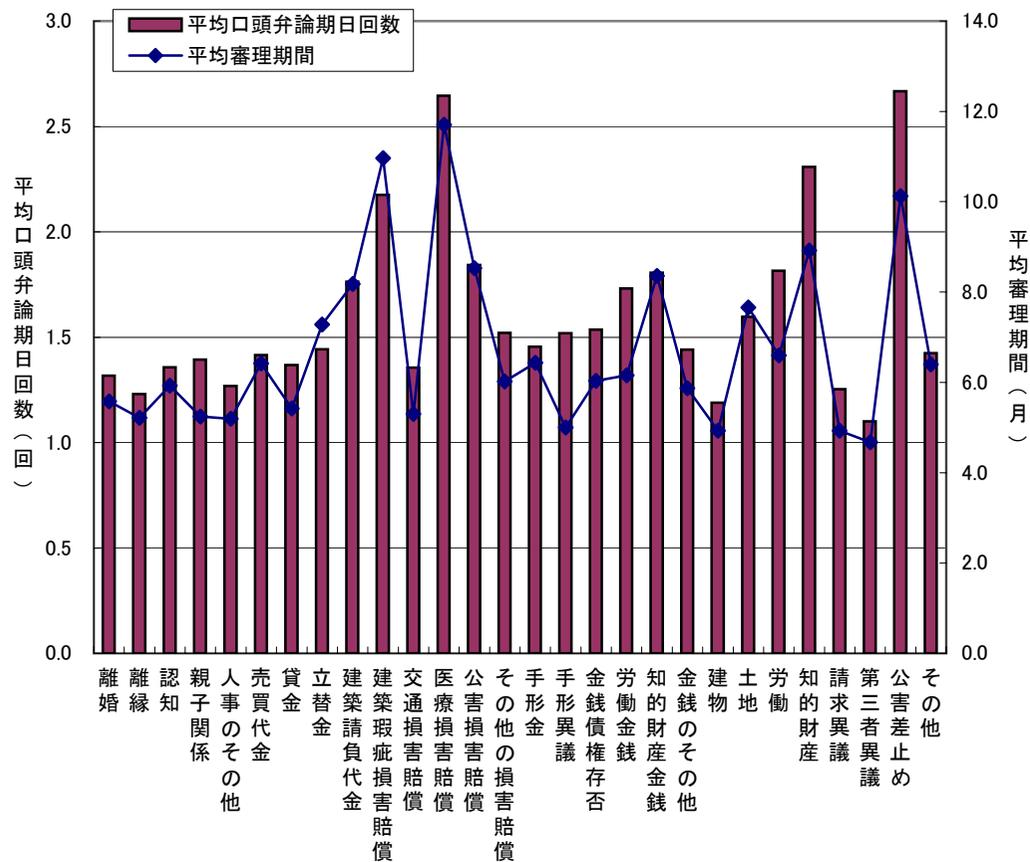
【図11】争点整理期日回数の分布状況  
 (※P25-図16の2)



【図12】全期日回数の分布状況(※P25-図17)

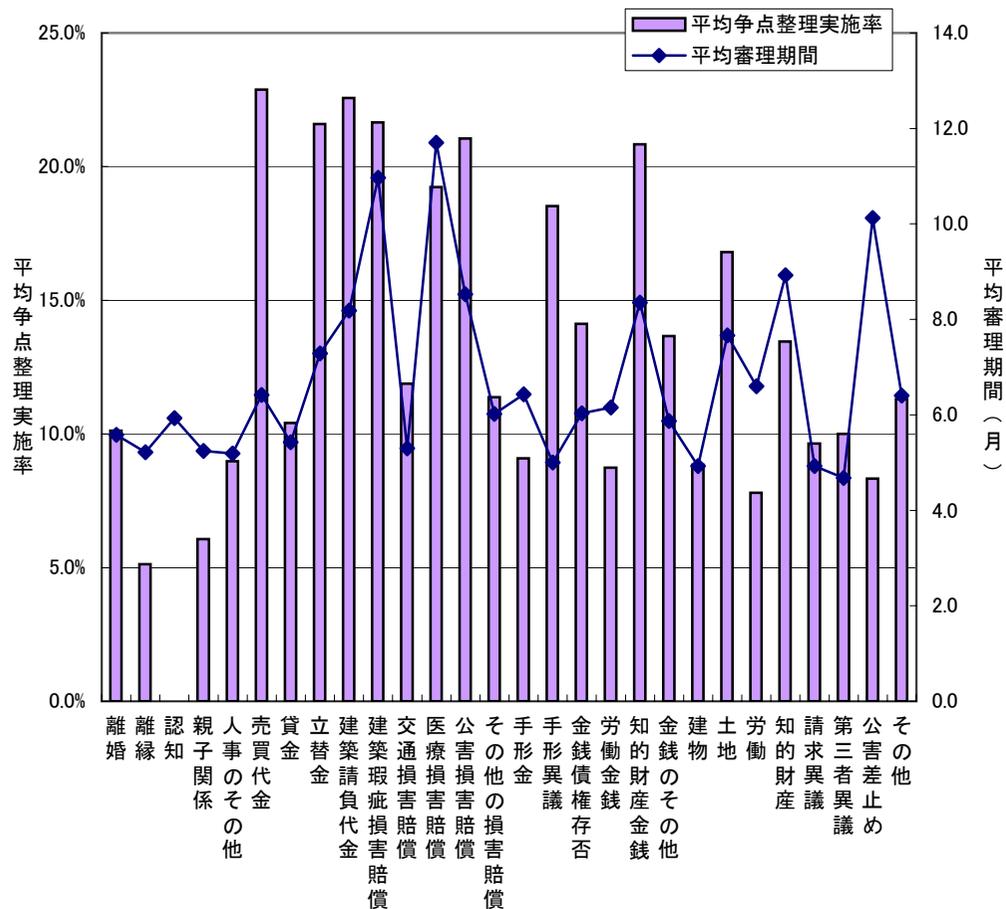


【図13】事件類型別の平均口頭弁論期日回数と平均審理期間  
(※P27-図19)



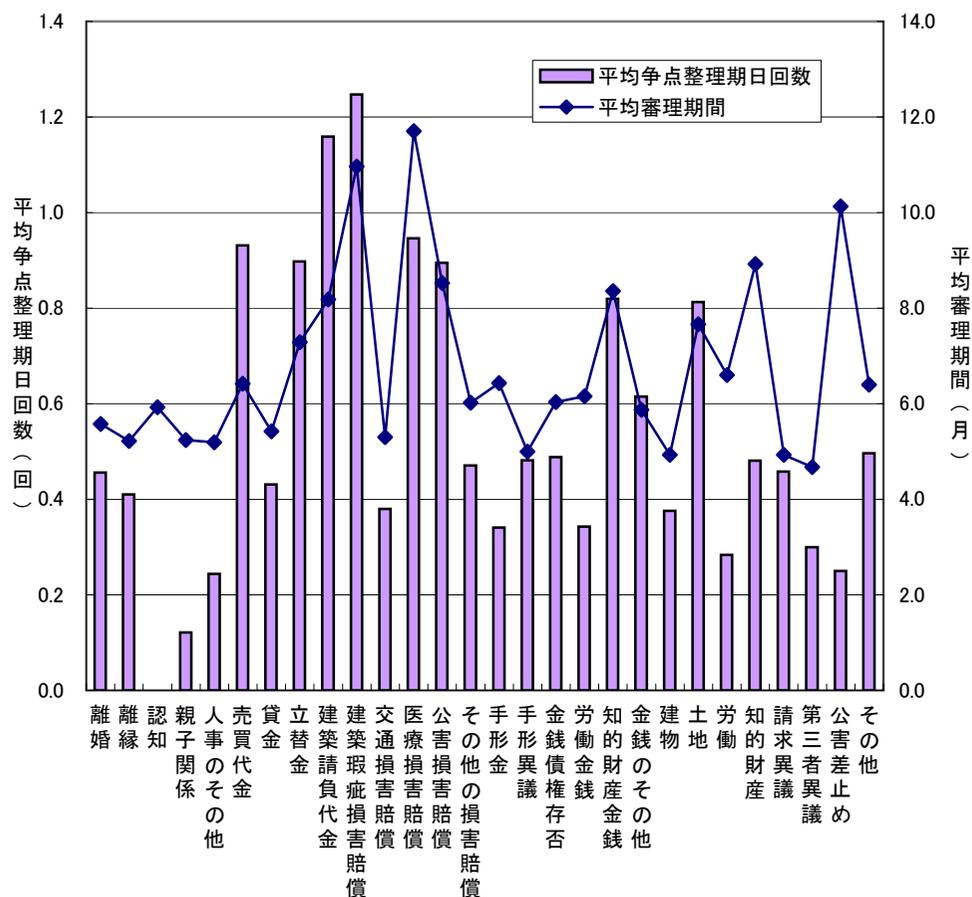
事件の種類	事件数	平均審理期間 (月)	平均口頭弁論期日回数	
総数	15,290	6.2	1.5	
人事	離婚	1,453	5.6	1.3
	離縁	39	5.2	1.2
	認知	14	5.9	1.4
	親子関係	33	5.2	1.4
	人事のその他	78	5.2	1.3
金銭	売買代金	306	6.4	1.5
	貸金	759	5.4	1.4
	立替金	88	7.3	1.4
	建築請負代金	359	8.2	1.8
	建築瑕疵損害賠償	97	11.0	2.1
	交通損害賠償	909	5.3	1.4
	医療損害賠償	260	11.7	2.6
	公害損害賠償	19	8.5	1.8
	その他の損害賠償	3,640	6.0	1.5
	手形金	44	6.4	1.7
	手形異議	27	5.0	1.6
	金銭債権存否	170	6.0	1.5
	労働金銭	286	6.2	1.7
	知的財産金銭	72	8.4	1.8
	金銭のその他	2,892	5.9	1.5
建物	1,029	4.9	1.2	
土地	1,541	7.7	1.6	
労働	141	6.6	1.8	
知的財産	52	8.9	2.3	
請求異議	83	4.9	1.3	
第三者異議	20	4.7	1.1	
公害差止め	12	10.1	2.7	
その他	867	6.4	1.5	

【図14】事件類型別の平均争点整理実施率と平均審理期間(※P28-図20の1)



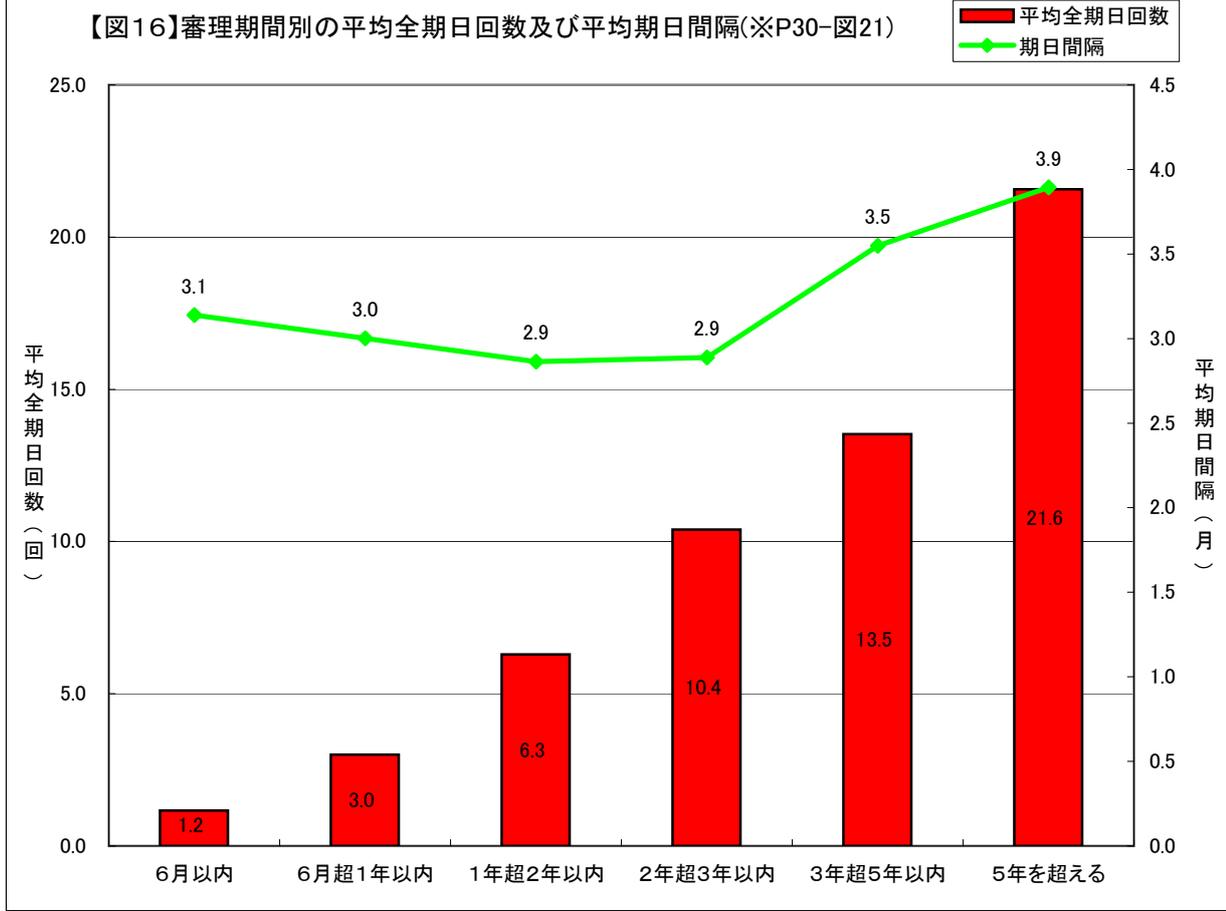
事件の種類	事件数	平均審理期間 (月)	平均争点整理実施率		
総数	15,290	6.2	12.7%		
人 事	離婚	1,453	5.6	10.1%	
	離縁	39	5.2	5.1%	
	認知	14	5.9	0.0%	
	親子関係	33	5.2	6.1%	
	人事のその他	78	5.2	9.0%	
金	売買代金	306	6.4	22.9%	
	貸金	759	5.4	10.4%	
	立替金	88	7.3	21.6%	
	建築請負代金	359	8.2	22.3%	
	建築瑕疵損害賠償	97	11.0	21.6%	
	交通損害賠償	909	5.3	11.8%	
	医療損害賠償	260	11.7	19.2%	
	公害損害賠償	19	8.5	21.1%	
	その他の損害賠償	3,640	6.0	11.4%	
	銭	手形金	44	6.4	9.1%
		手形異議	27	5.0	18.5%
		金銭債権存否	170	6.0	14.1%
		労働金銭	286	6.2	8.7%
		知的財産金銭	72	8.4	20.8%
金銭のその他		2,892	5.9	13.6%	
建物		1,029	4.9	8.8%	
土地		1,541	7.7	16.8%	
労働		141	6.6	7.8%	
知的財産		52	8.9	13.5%	
請求異議	83	4.9	9.6%		
第三者異議	20	4.7	10.0%		
公害差止め	12	10.1	8.3%		
その他	867	6.4	11.3%		

【図15】事件類型別の平均争点整理期日回数と平均審理期間(※P29-図20の2)

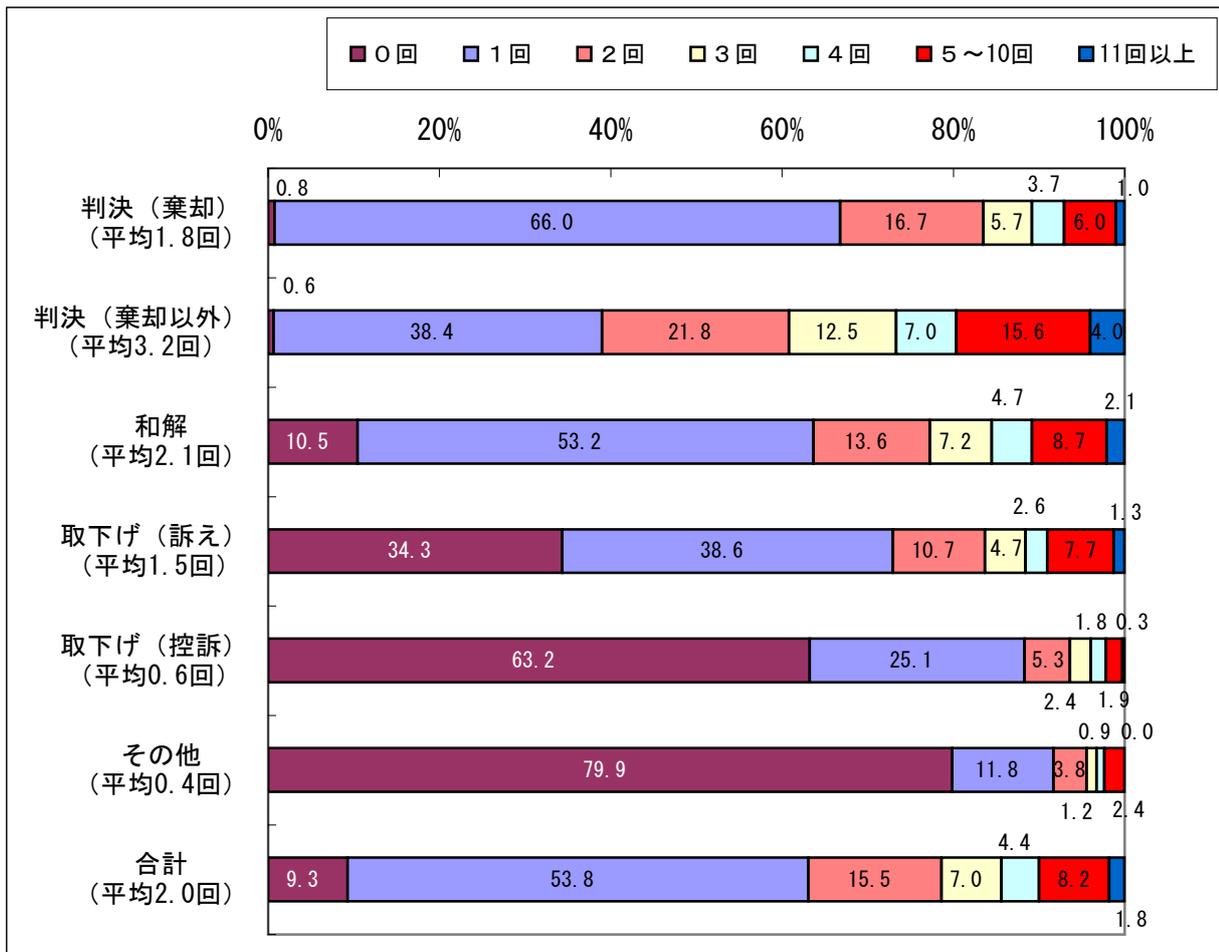


事件の種類	事件数	平均審理期間(月)	平均争点整理期日回数	
総数	15,290	6.2	0.6	
人 事	離婚	1,453	5.6	0.5
	離縁	39	5.2	0.4
	認知	14	5.9	0.0
	親子関係	33	5.2	0.1
	人事のその他	78	5.2	0.2
金 銭	売買代金	306	6.4	0.9
	貸金	759	5.4	0.4
	立替金	88	7.3	0.9
	建築請負代金	359	8.2	1.2
	建築瑕疵損害賠償	97	11.0	1.2
	交通損害賠償	909	5.3	0.4
	医療損害賠償	260	11.7	0.9
	公害損害賠償	19	8.5	0.9
	その他の損害賠償	3,640	6.0	0.5
	手形金	44	6.4	0.3
	手形異議	27	5.0	0.5
	金銭債権存否	170	6.0	0.5
	労働金銭	286	6.2	0.3
知的財産金銭	72	8.4	0.8	
金銭のその他	2,892	5.9	0.6	
建物	1,029	4.9	0.4	
土地	1,541	7.7	0.8	
労働	141	6.6	0.3	
知的財産	52	8.9	0.5	
請求異議	83	4.9	0.5	
第三者異議	20	4.7	0.3	
公害差止め	12	10.1	0.3	
その他	867	6.4	0.5	

【図16】審理期間別の平均全期日回数及び平均期日間隔(※P30-図21)

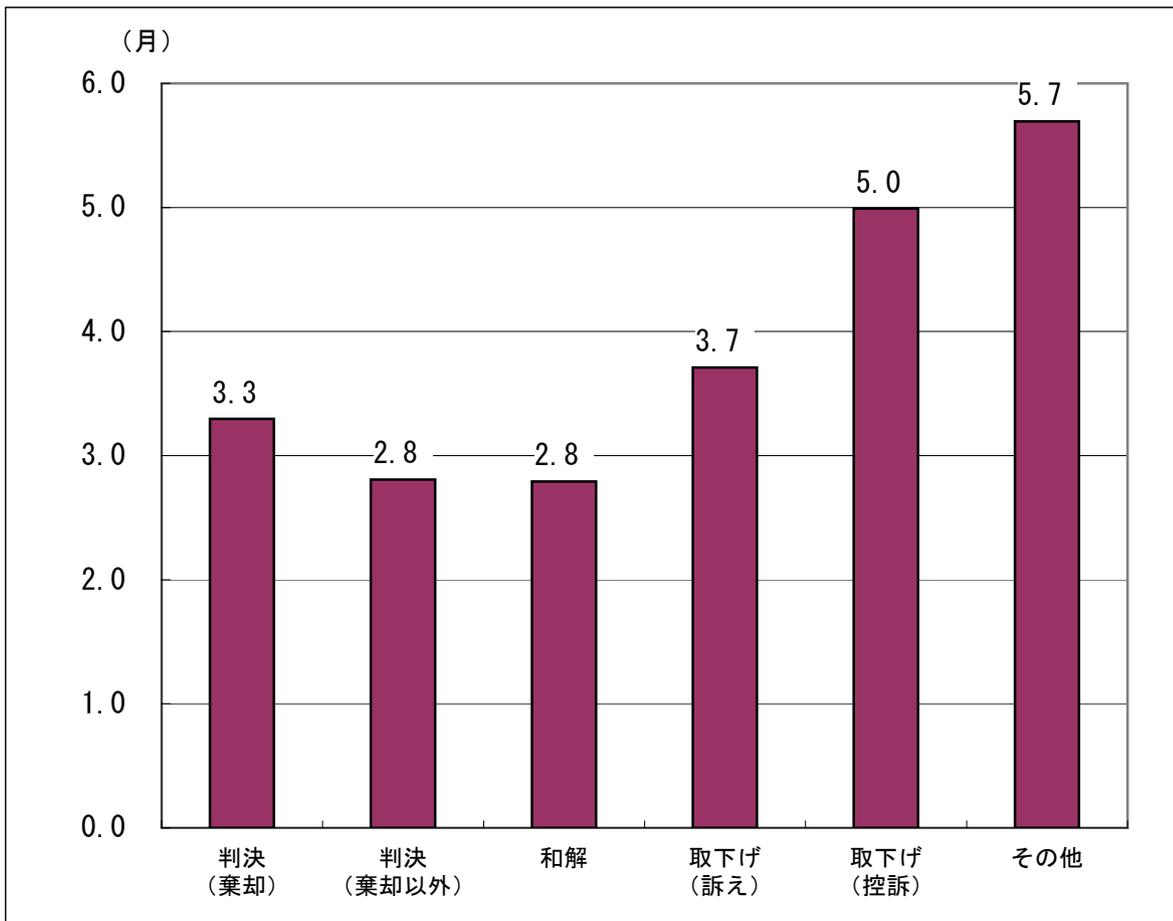


【図17】控訴審終局区分別の全期日回数分布



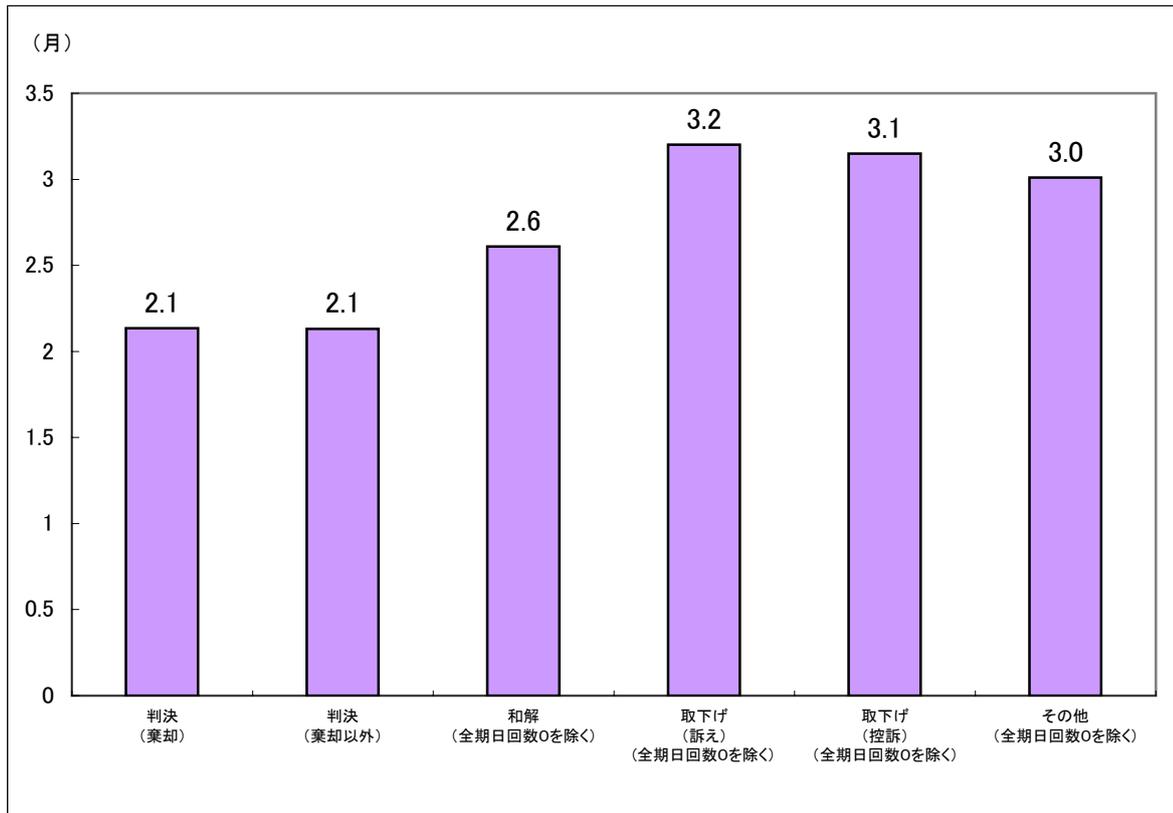
	総数	0回	1回	2回	3回	4回	5~10回	11回以上
判決(棄却)	(100)	(0.8)	(66.0)	(16.7)	(5.7)	(3.7)	(6.0)	(1.0)
(平均 1.8回)	6,468	49	4,272	1,080	368	242	391	66
判決(棄却以外)	(100)	(0.6)	(38.4)	(21.8)	(12.5)	(7.0)	(15.6)	(4.0)
(平均 3.2回)	2,388	15	916	521	299	168	373	96
和解	(100)	(10.5)	(53.2)	(13.6)	(7.2)	(4.7)	(8.7)	(2.1)
(平均 2.1回)	5,126	536	2,727	698	370	240	448	107
取下げ(訴え)	(100)	(34.3)	(38.6)	(10.7)	(4.7)	(2.6)	(7.7)	(1.3)
(平均 1.5回)	233	80	90	25	11	6	18	3
取下げ(控訴)	(100)	(63.2)	(25.1)	(5.3)	(2.4)	(1.8)	(1.9)	(0.3)
(平均 0.6回)	737	466	185	39	18	13	14	2
その他	(100)	(79.9)	(11.8)	(3.8)	(1.2)	(0.9)	(2.4)	(0.0)
(平均 0.4回)	338	270	40	13	4	3	8	0
合計	(100)	(9.3)	(53.8)	(15.5)	(7.0)	(4.4)	(8.2)	(1.8)
(平均 2.0回)	15,290	1,416	8,230	2,376	1,070	672	1,252	274

【図18の1】控訴審終局区分別の平均期日間隔



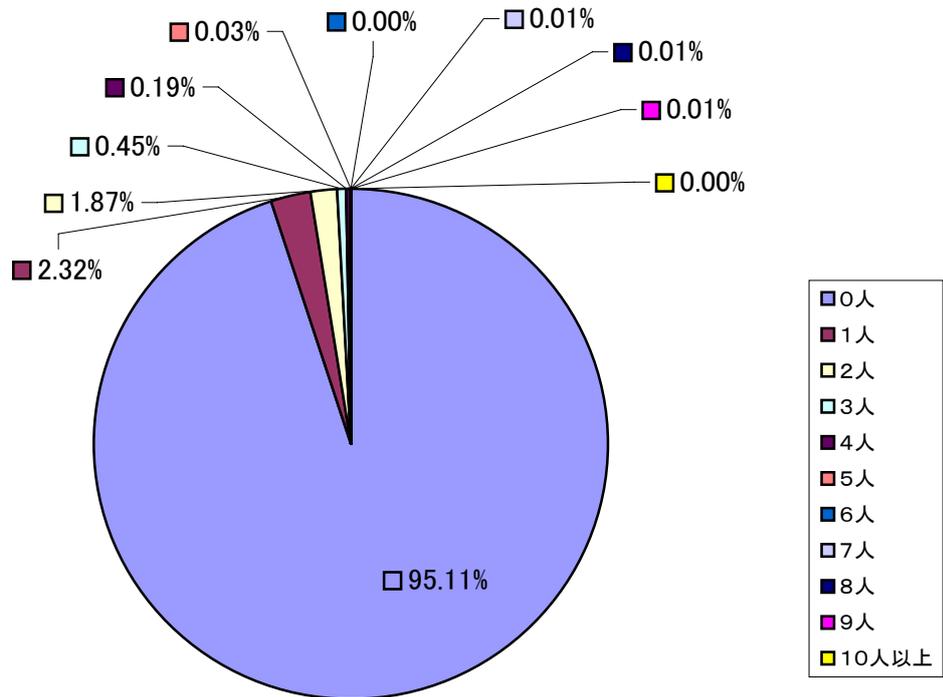
	件数	平均期日間隔
判決 (棄却)	6,468	3.3
判決 (棄却以外)	2,388	2.8
和解	5,126	2.8
取下げ (訴え)	233	3.7
取下げ (控訴)	737	5.0
その他	338	5.7
合計	15,290	3.0

【図18の2】控訴審終局区分別の平均期日間隔(判決言渡期日を含む)

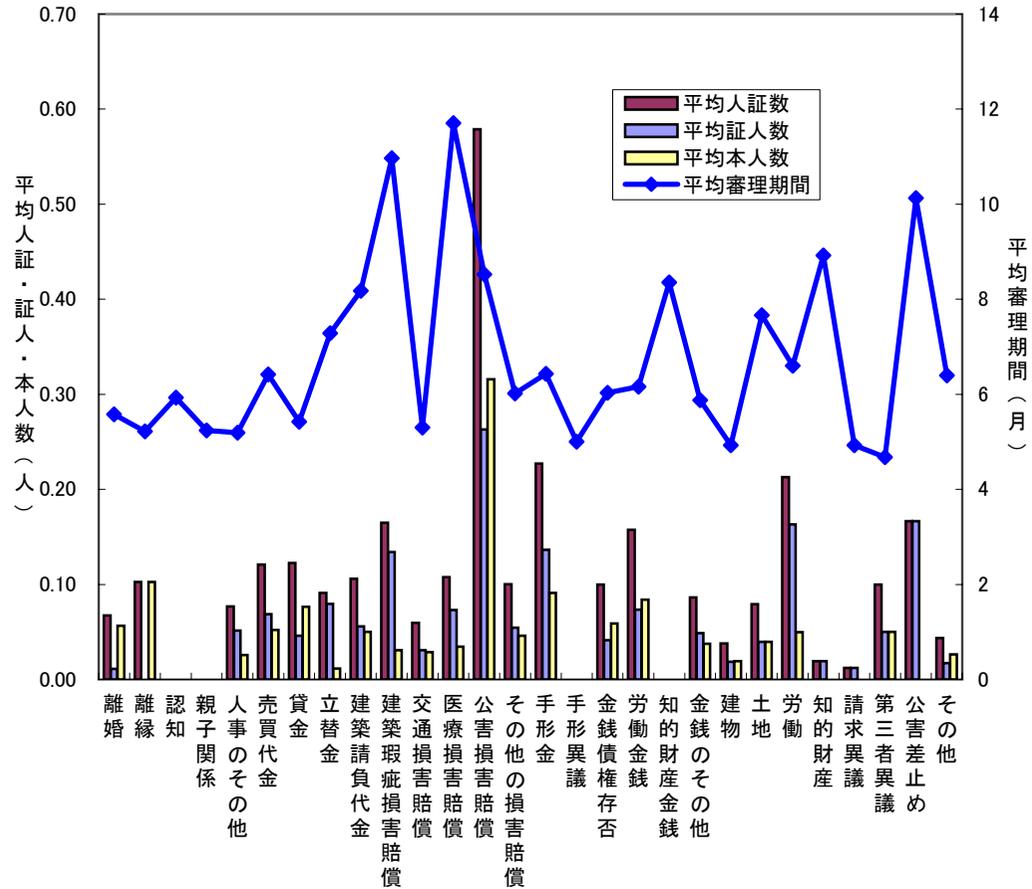


	件数	平均期日間隔
判決 (棄却)	6,468	2.1
判決 (棄却以外)	2,388	2.1
和解 (全期日回数0以外)	4,590	2.6
和解 (全期日回数0)	536	-
取下げ (訴え) (全期日回数0以外)	153	3.2
取下げ (訴え) (全期日回数0)	80	-
取下げ (控訴) (全期日回数0以外)	271	3.1
取下げ (控訴) (全期日回数0)	466	-
その他 (全期日回数0以外)	68	3.0
その他 (全期日回数0)	270	-
合計	15,290	2.4

【図19】人証数の分布状況(※P32-図23)

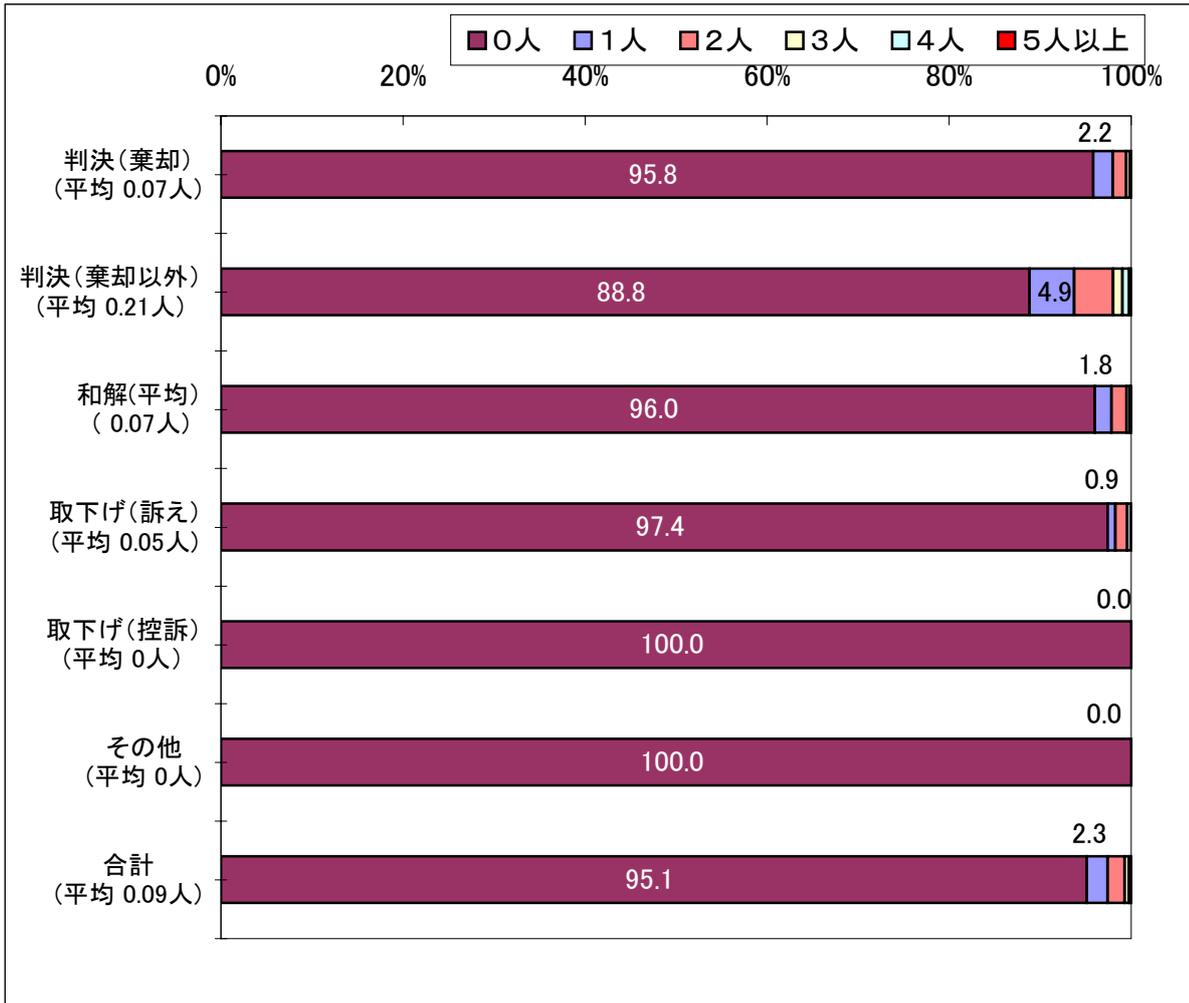


【図20】事件類型別の平均人証数とその内訳(※P33-図25)



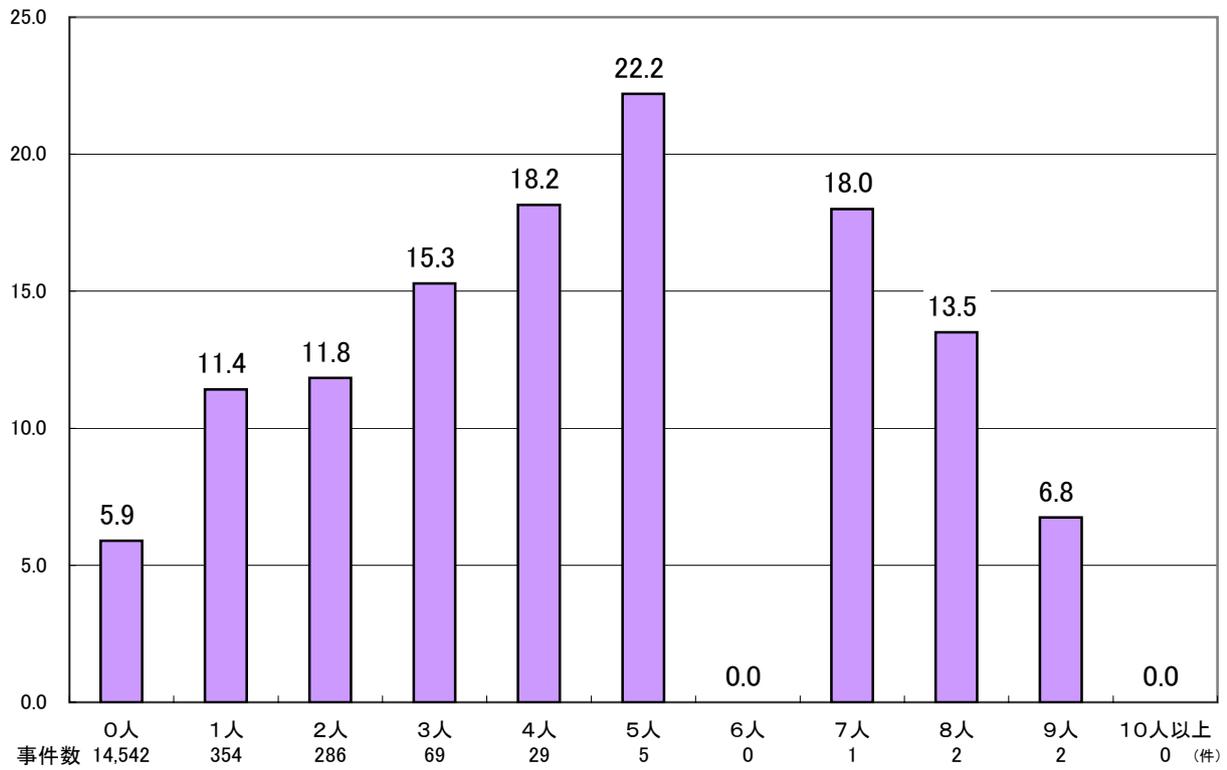
事件の種類	審理期間	人証調べ			
	平均審理期間(月)	平均人証数	うち平均証人数	うち平均本人数	
総数	6.2	0.09	0.04	0.04	
人 事	離婚	5.6	0.07	0.01	0.06
	離婚縁	5.2	0.10	0.00	0.10
	認知	5.9	0.00	0.00	0.00
	親子関係	5.2	0.00	0.00	0.00
	人事のその他	5.2	0.08	0.05	0.03
金 銭	売買代金	6.4	0.12	0.07	0.05
	貸金	5.4	0.12	0.05	0.08
	立替金	7.3	0.09	0.08	0.01
	建築請負代金	8.2	0.11	0.06	0.05
	建築瑕疵損害賠償	11.0	0.16	0.13	0.03
	交通損害賠償	5.3	0.06	0.03	0.03
	医療損害賠償	11.7	0.11	0.07	0.03
	公害損害賠償	8.5	0.58	0.26	0.32
	その他の損害賠償	6.0	0.10	0.05	0.05
	手形金	6.4	0.23	0.14	0.09
	手形異議	5.0	0.00	0.00	0.00
	金銭債権存否	6.0	0.10	0.04	0.06
	労働金銭	6.2	0.16	0.07	0.08
	知的財産金銭	8.4	0.00	0.00	0.00
	金銭のその他	5.9	0.09	0.05	0.04
建物	4.9	0.04	0.02	0.02	
土地	7.7	0.08	0.04	0.04	
労働	6.6	0.21	0.16	0.05	
知的財産	8.9	0.02	0.02	0.00	
請求異議	4.9	0.01	0.01	0.00	
第三者異議	4.7	0.10	0.05	0.05	
公害差止め	10.1	0.17	0.17	0.00	
その他	6.4	0.04	0.02	0.03	

【図21】控訴審終局区分別の人証数分布



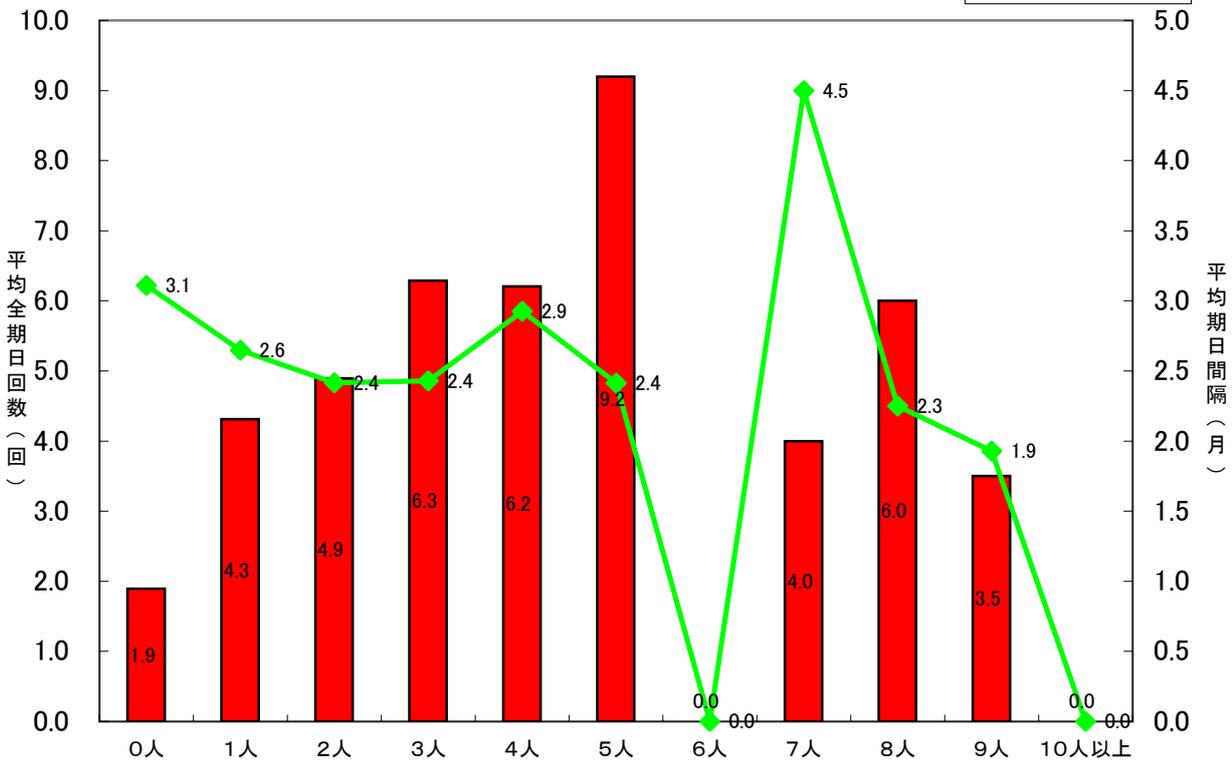
	総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
判決(棄却)	(100)	(95.8)	(2.2)	(1.5)	(0.4)	(0.1)	(0.0)
(平均 0.07人)	6,468	6,198	140	95	27	7	1
判決(棄却以外)	(100)	(88.8)	(4.9)	(4.3)	(1.0)	(0.8)	(0.2)
(平均 0.21人)	2,388	2,121	118	102	24	18	5
和解	(100)	(96.0)	(1.8)	(1.7)	(0.4)	(0.1)	(0.1)
(平均 0.07人)	5,126	4,921	94	86	18	3	4
取下げ(訴え)	(100)	(97.4)	(0.9)	(1.3)	(0.0)	(0.4)	(0.0)
(平均 0.05人)	233	227	2	3	0	1	0
取下げ(控訴)	(100)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
(平均 0人)	737	737	0	0	0	0	0
その他	(100)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
(平均 0人)	338	338	0	0	0	0	0
合計	(100)	(95.1)	(2.3)	(1.9)	(0.5)	(0.2)	(0.1)
(平均 0.09人)	15,290	14,542	354	286	69	29	10

【図22】人証数別の平均審理期間(※P34-図26)  
(月)

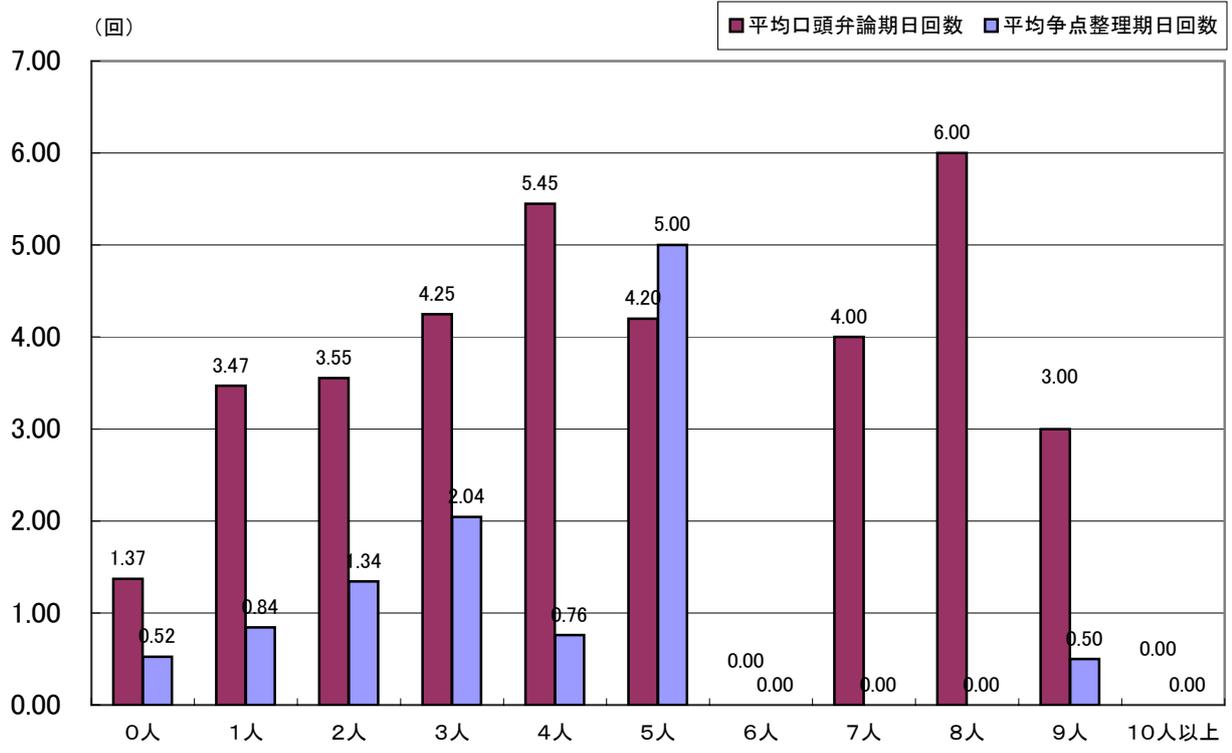




【図24】人証数別の平均全期日回数及び平均期日間隔(※P36-図28)

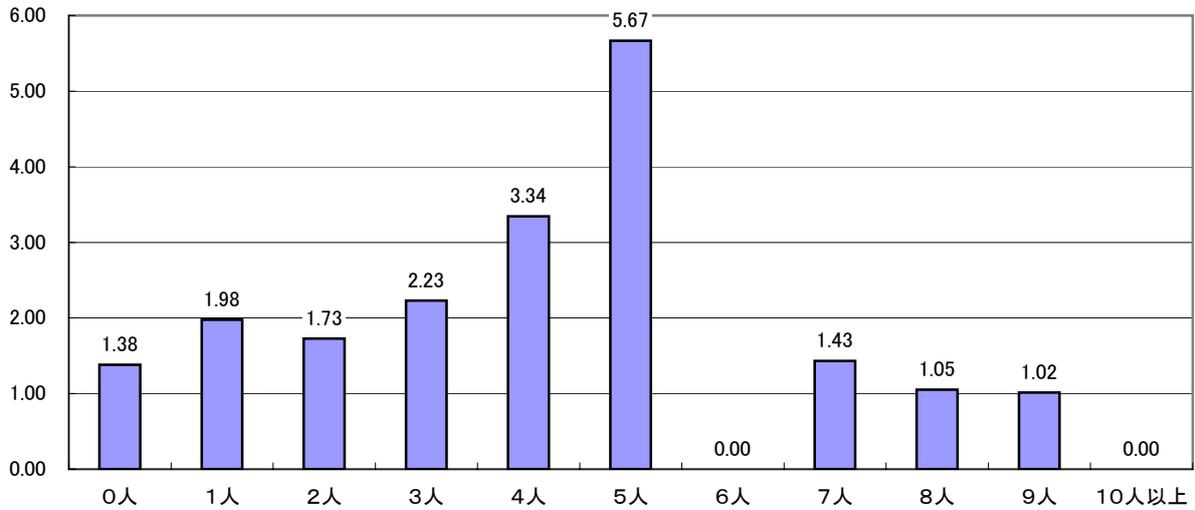


【図25】人証数別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数(※P37-図29)

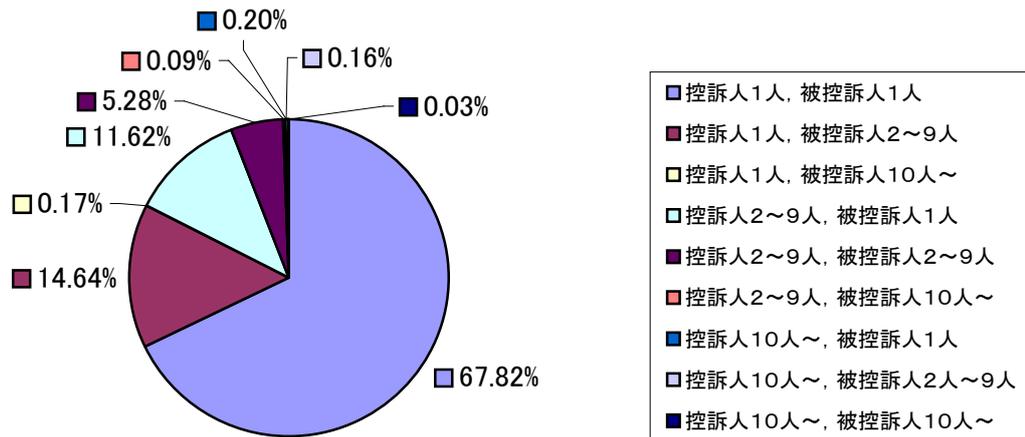


【図26】人証数別の弁論終結から終局までの平均期間(※P37-図30)

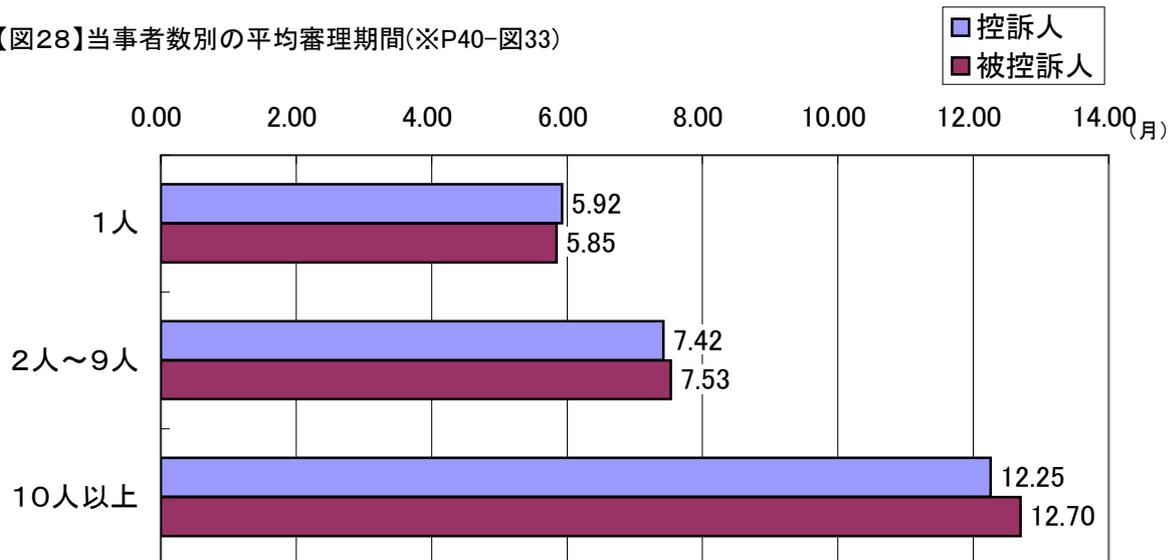
(月)



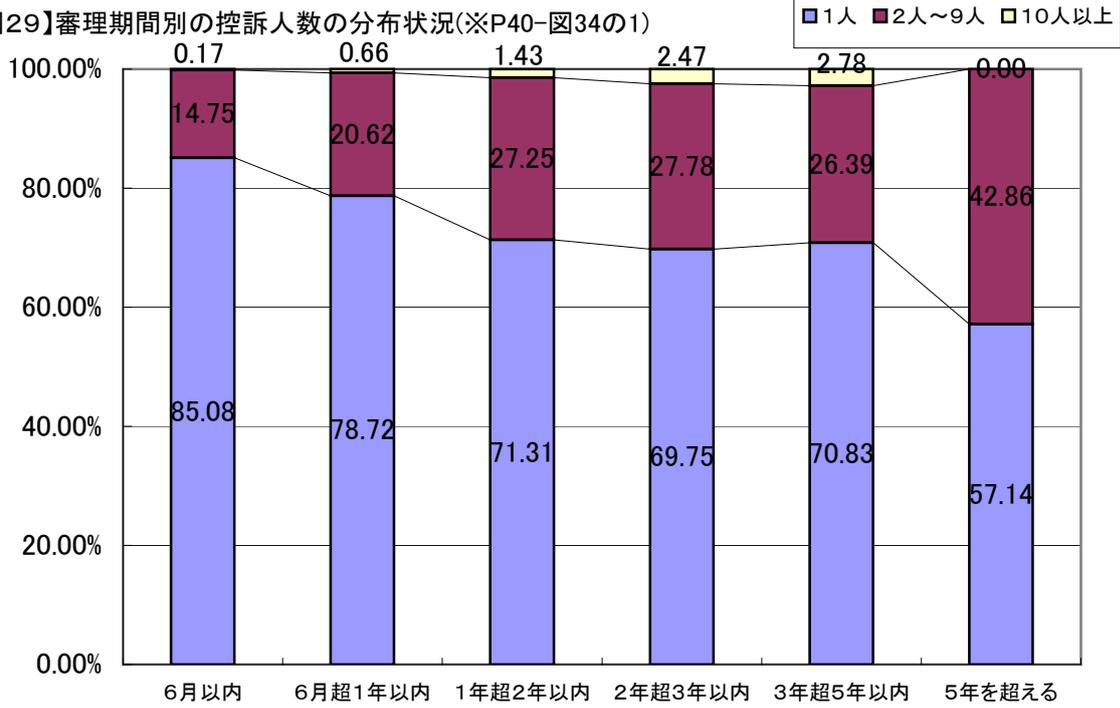
【図27】当事者数の分布状況(※P38-図31)



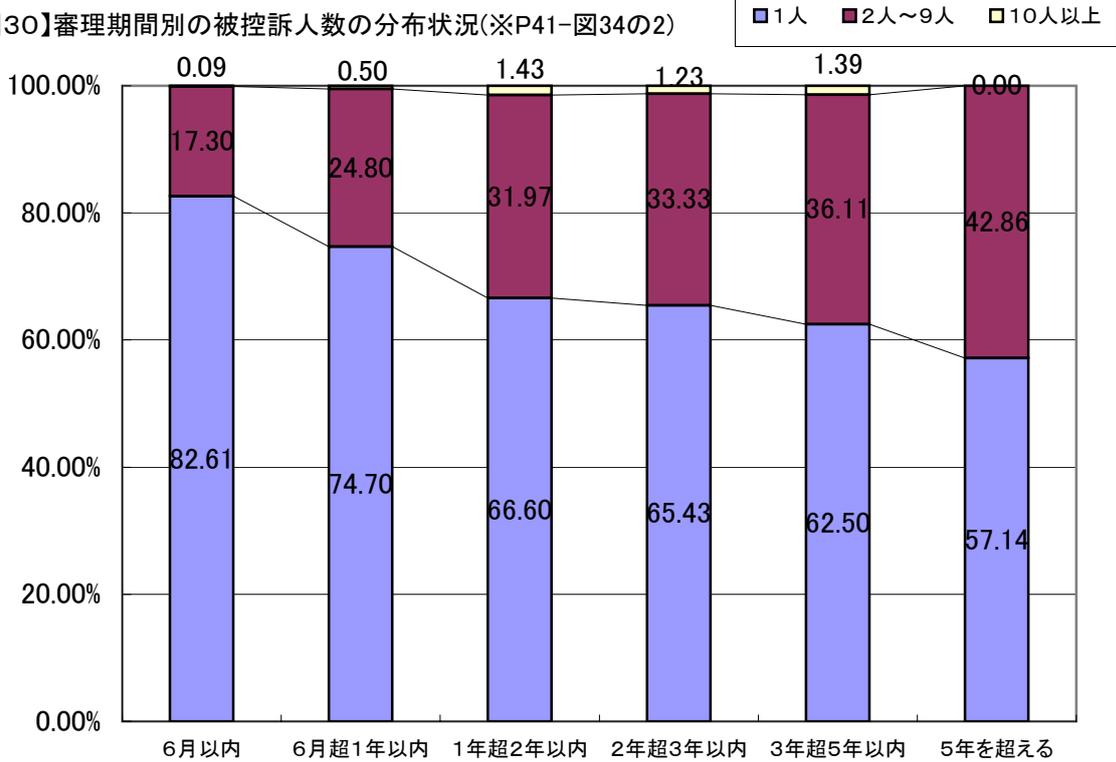
【図28】当事者数別の平均審理期間(※P40-図33)



【図29】審理期間別の控訴人数の分布状況(※P40-図34の1)



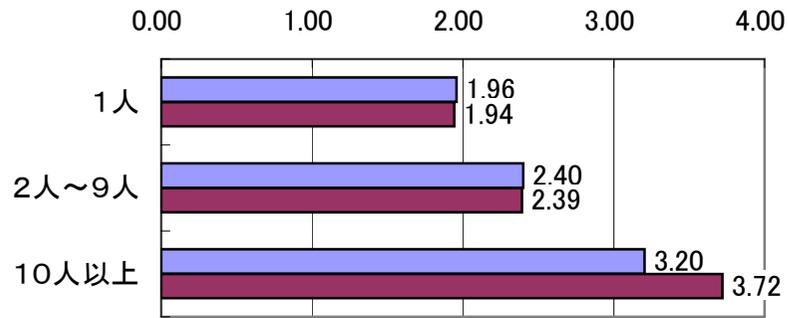
【図30】審理期間別の被控訴人数の分布状況(※P41-図34の2)



【図31】当事者数別の平均全期日回数  
(※P42-図35)

■ 控訴人  
■ 被控訴人

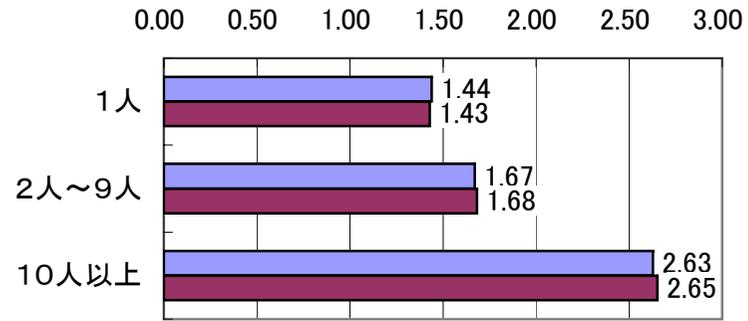
(回)



【図32】当事者数別の平均口頭弁論期日回数  
(※P42-図36)

■ 控訴人  
■ 被控訴人

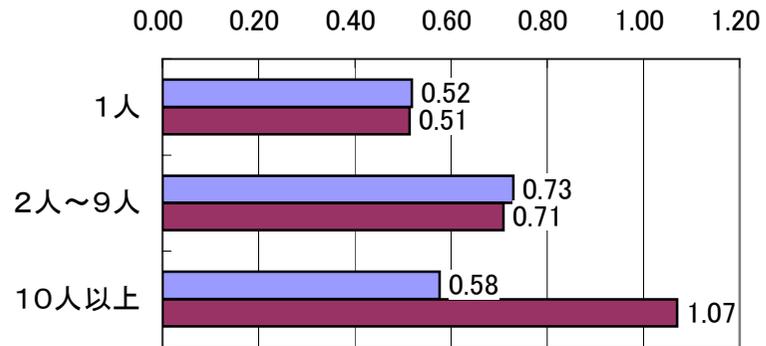
(回)



【図33】当事者数別の平均争点整理期日回数  
(※P42-図37)

■ 控訴人  
■ 被控訴人

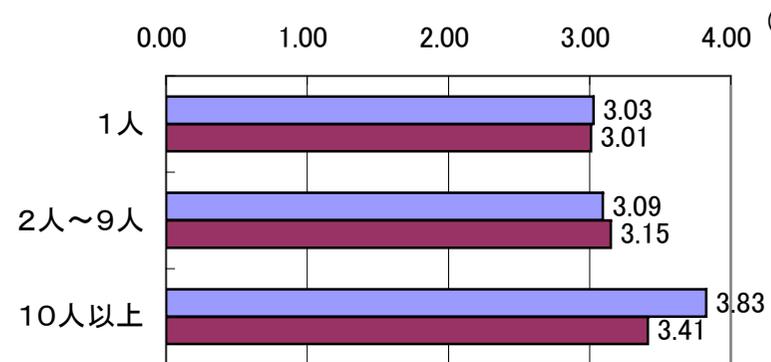
(回)



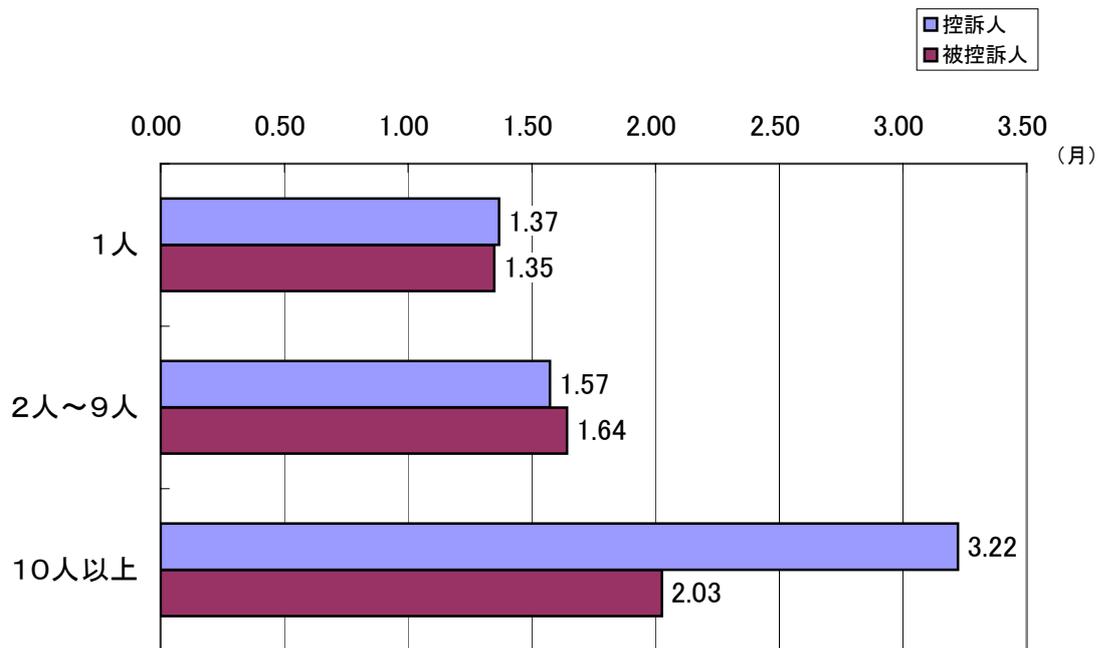
【図34】当事者数別の平均期日間隔  
(※P43-図38)

■ 控訴人  
■ 被控訴人

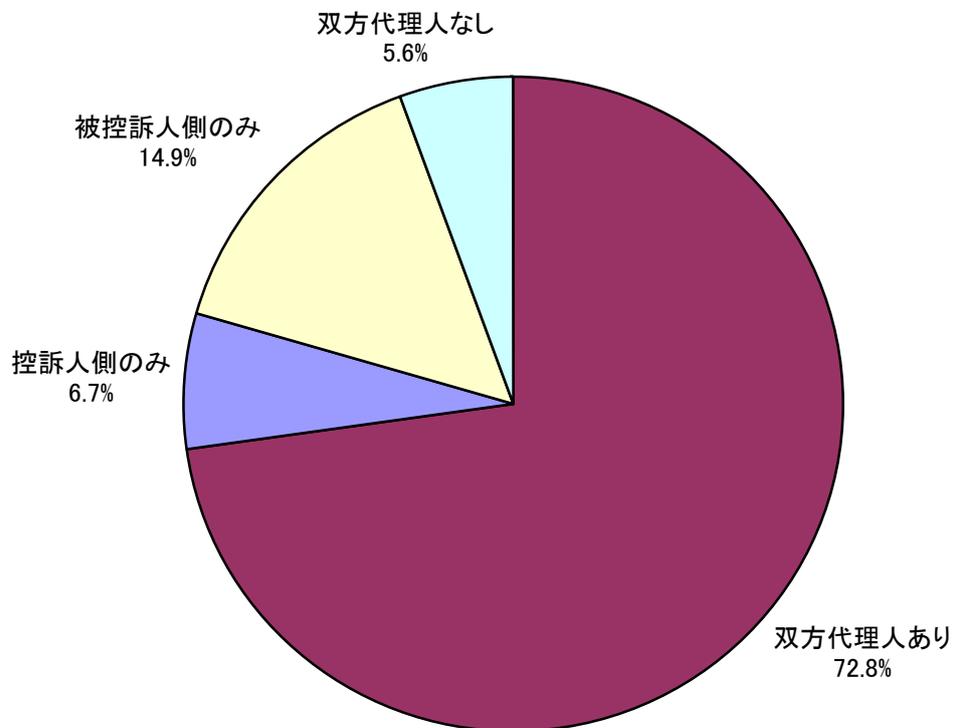
(月)



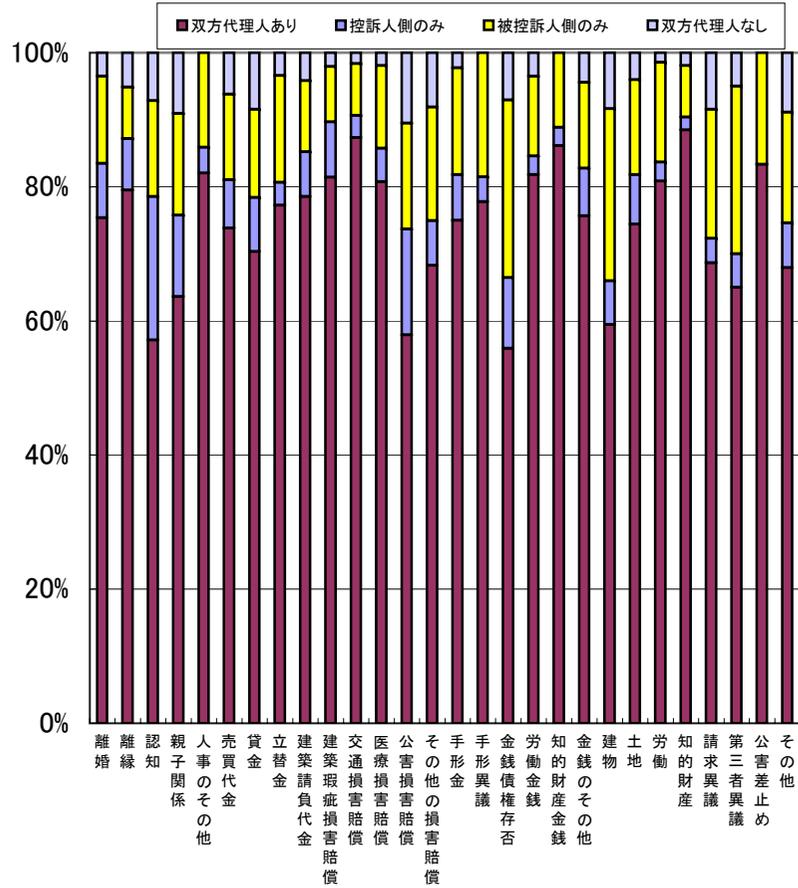
【図35】当事者数別の弁論終結から終局までの平均期間(※P45-図41)



【図36】訴訟代理人の選任状況(※P47-図43)

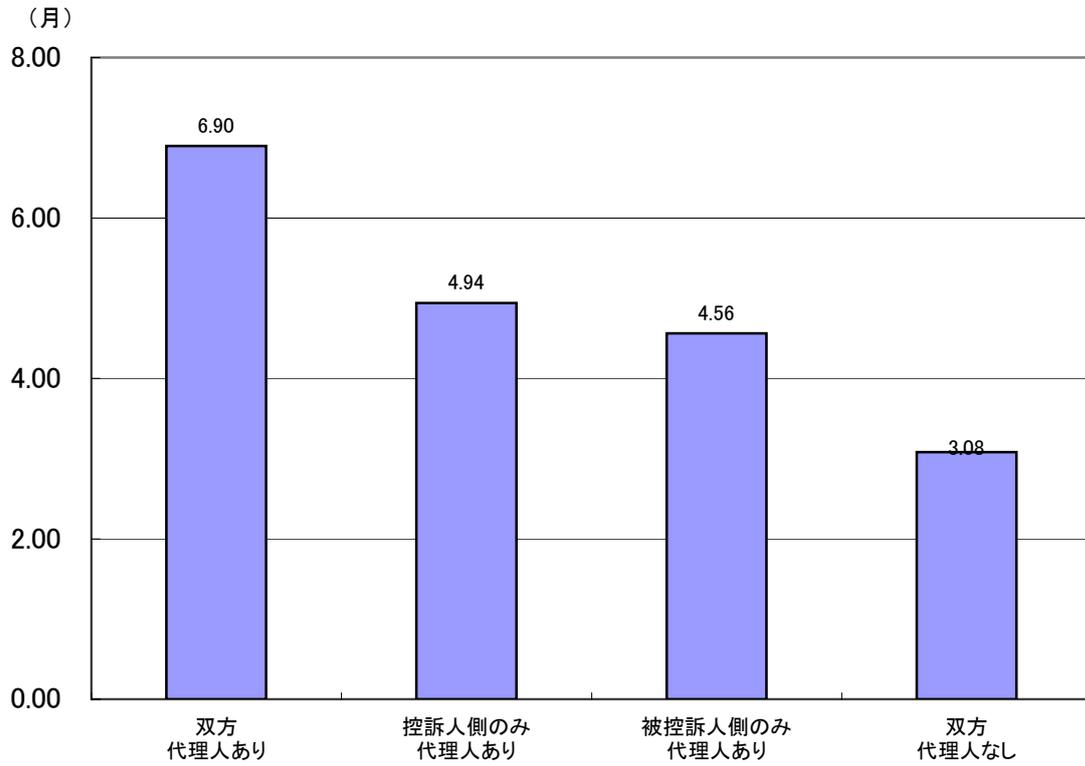


【図37】事件類型別の訴訟代理人の選任状況(※P48-図44)

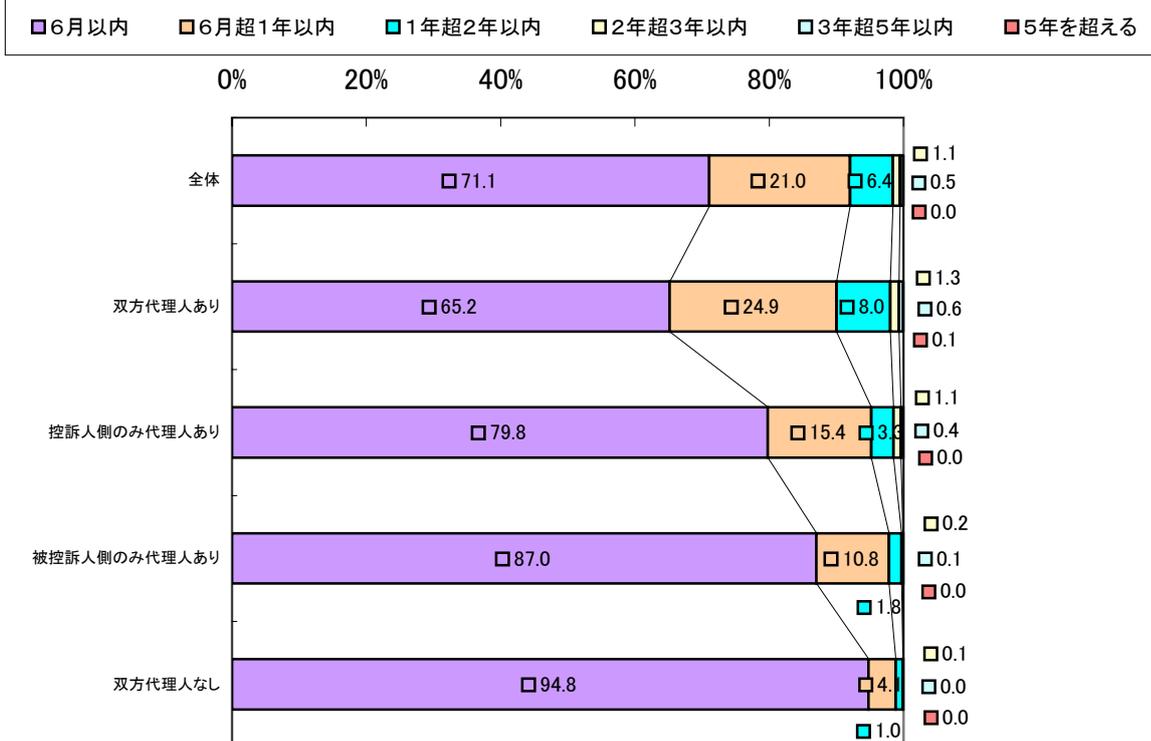


事件の種類	事件数	訴訟代理人							
		双方	控訴人側のみ	被控訴人側のみ	本人による				
総数	15,290	11,130	72.79%	1,023	6.69%	2,274	14.87%	863	5.64%
人									
離婚	1,453	1,095	75.36%	118	8.12%	189	13.01%	51	3.51%
離縁	39	31	79.49%	3	7.69%	3	7.69%	2	5.13%
認知	14	8	57.14%	3	21.43%	2	14.29%	1	7.14%
親子関係	33	21	63.64%	4	12.12%	5	15.15%	3	9.09%
人事のその他	78	64	82.05%	3	3.85%	11	14.10%	0	0.00%
金									
売買代金	306	226	73.86%	22	7.19%	39	12.75%	19	6.21%
貸金	759	534	70.36%	61	8.04%	100	13.18%	64	8.43%
立替金	88	68	77.27%	3	3.41%	14	15.91%	3	3.41%
建築請負代金	359	282	78.55%	24	6.69%	38	10.58%	15	4.18%
建築瑕疵損害賠償	97	79	81.44%	8	8.25%	8	8.25%	2	2.06%
交通損害賠償	909	794	87.35%	30	3.30%	70	7.70%	15	1.65%
医療損害賠償	260	210	80.77%	13	5.00%	32	12.31%	5	1.92%
公害損害賠償	19	11	57.89%	3	15.79%	3	15.79%	2	10.53%
その他の損害賠償	3,640	2,485	68.27%	243	6.68%	617	16.95%	295	8.10%
銭									
手形金	44	33	75.00%	3	6.82%	7	15.91%	1	2.27%
手形異議	27	21	77.78%	1	3.70%	5	18.52%	0	0.00%
金銭債権存否	170	95	55.88%	18	10.59%	45	26.47%	12	7.06%
労働金銭	286	234	81.82%	8	2.80%	34	11.89%	10	3.50%
知的財産金銭	72	62	86.11%	2	2.78%	8	11.11%	0	0.00%
金銭のその他	2,892	2,189	75.69%	205	7.09%	371	12.83%	127	4.39%
建物	1,029	612	59.48%	67	6.51%	264	25.66%	86	8.36%
土地	1,541	1,147	74.43%	114	7.40%	218	14.15%	62	4.02%
労働	141	114	80.85%	4	2.84%	21	14.89%	2	1.42%
知的財産	52	46	88.46%	1	1.92%	4	7.69%	1	1.92%
請求異議	83	57	68.67%	3	3.61%	16	19.28%	7	8.43%
第三者異議	20	13	65.00%	1	5.00%	5	25.00%	1	5.00%
公害差止め	12	10	83.33%	0	0.00%	2	16.67%	0	0.00%
その他	867	589	67.94%	58	6.69%	143	16.49%	77	8.88%

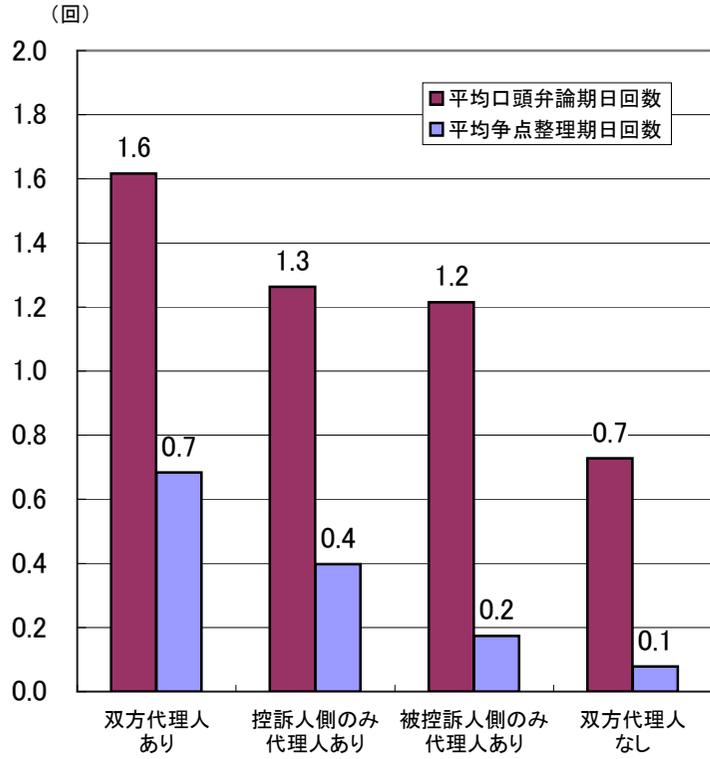
【図38】訴訟代理人の選任状況別の平均審理期間(※P49-図45)



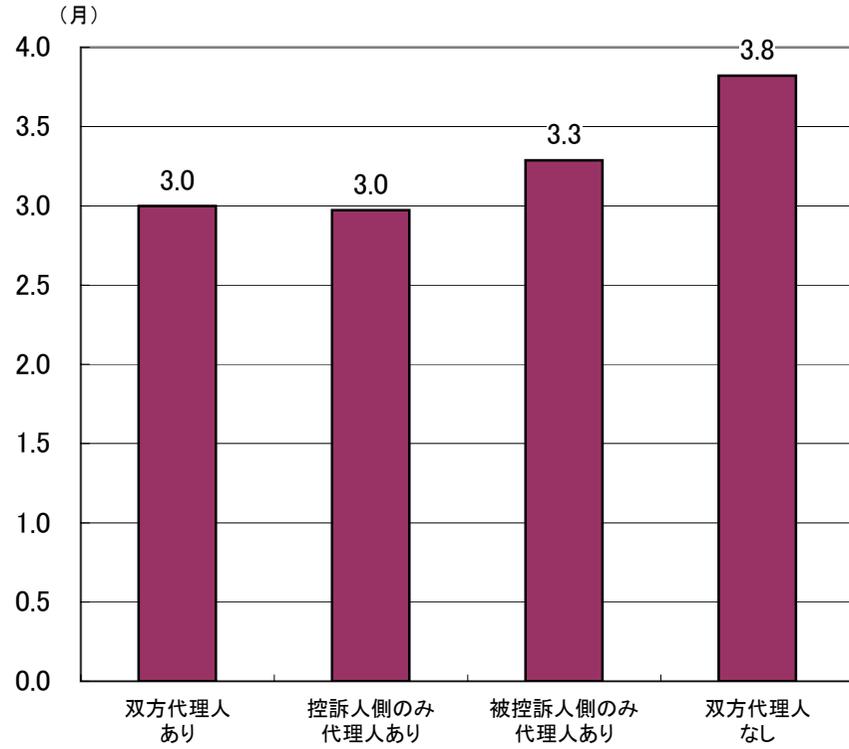
【図39】訴訟代理人の選任状況別の審理期間の分布状況(※P49-図46)



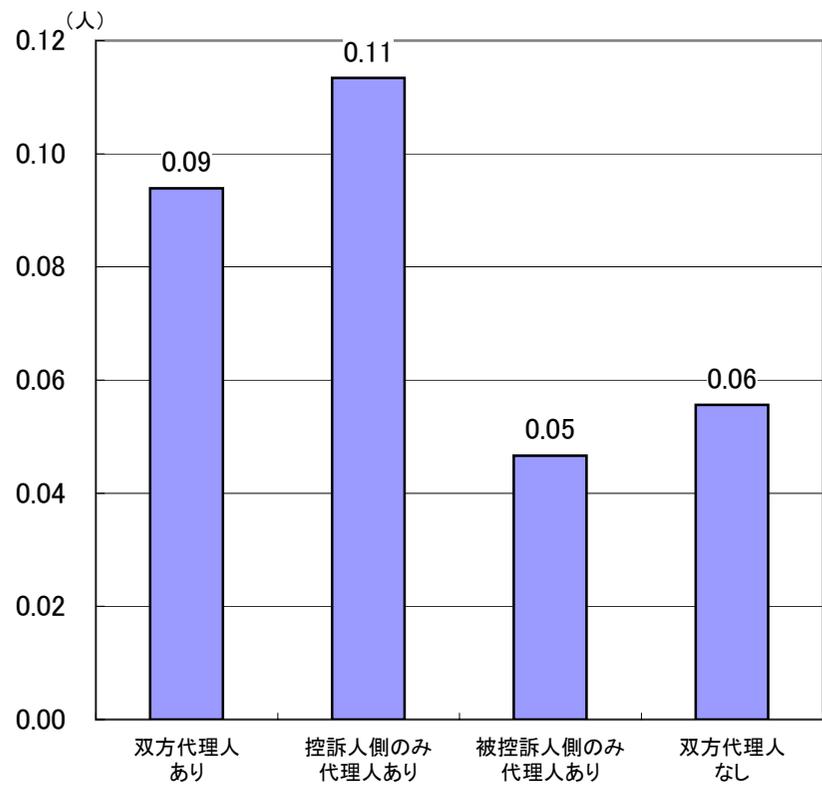
【図40】訴訟代理人の選任状況別の平均口頭弁論期日回数  
及び平均争点整理期日回数(※P50-図47の1)



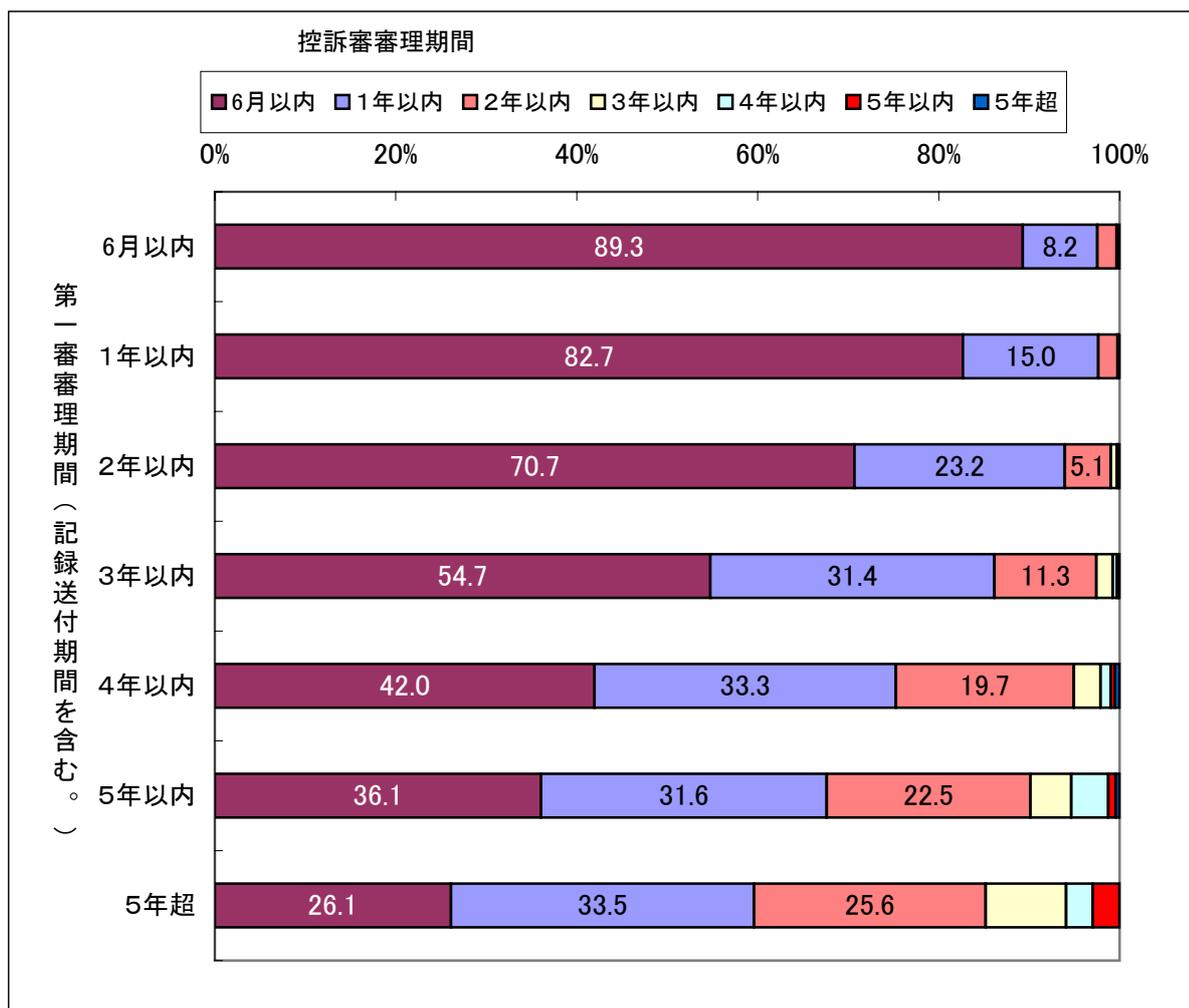
【図41】訴訟代理人の選任状況別の平均期日間隔  
(※P50-図47の2)



【図42】訴訟代理人の選任状況別の平均人証数  
(※P51-図50)

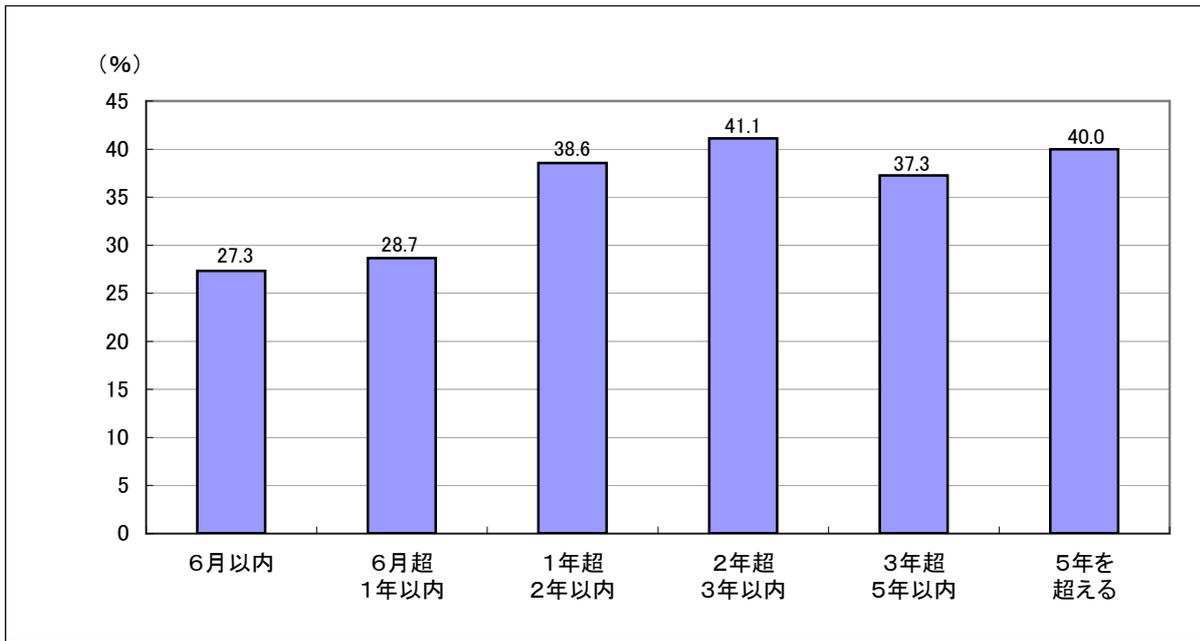


【図43】第一審審理期間別の控訴審審理期間分布



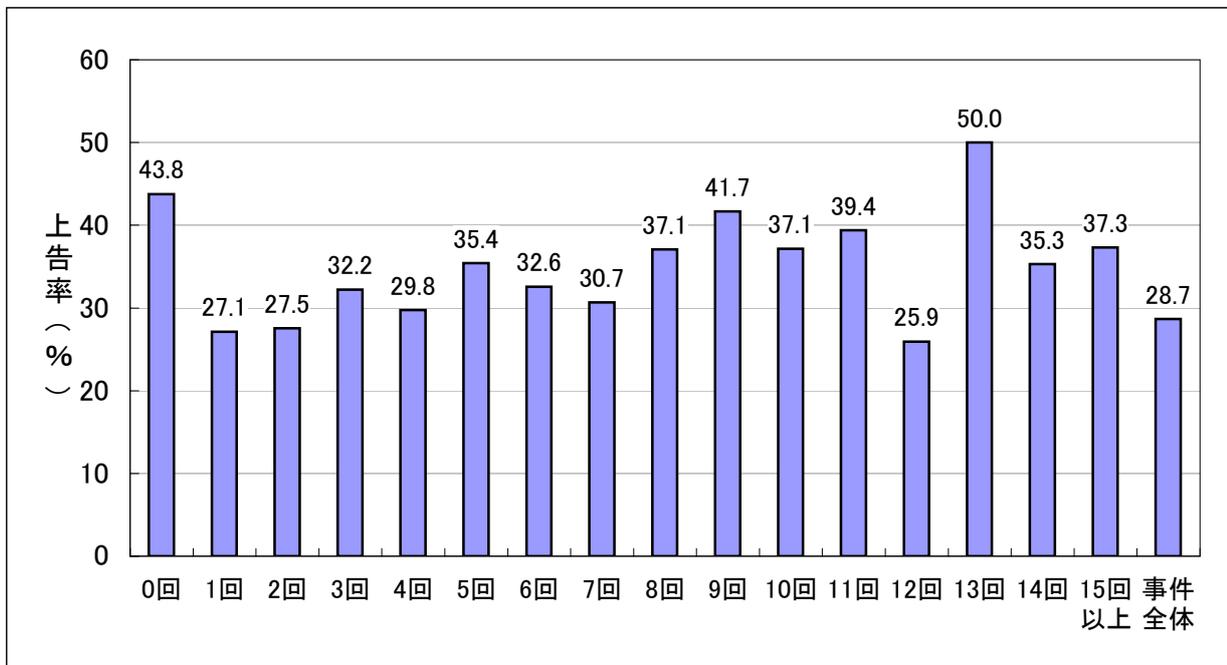
	総数	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超
6月以内	(100)	(89.31)	(8.24)	(2.12)	(0.33)	(0.00)	(0.00)	(0)
	1,225	1,094	101	26	4	0	0	0
1年以内	(100)	(82.67)	(14.97)	(2.13)	(0.19)	(0)	(0.00)	(0.00)
	3,186	2,634	477	68	6	1	0	0
2年以内	(100)	(70.70)	(23.25)	(5.10)	(0.67)	(0.18)	(0.10)	(0.02)
	6,276	4,437	1,459	320	42	11	6	1
3年以内	(100)	(54.75)	(31.40)	(11.30)	(1.81)	(0.46)	(0)	(0)
	2,159	1,182	678	244	39	10	4	2
4年以内	(100)	(41.95)	(33.33)	(19.67)	(2.93)	(1.14)	(0.49)	(0.49)
	615	258	205	121	18	7	3	3
5年以内	(100)	(36.07)	(31.56)	(22.54)	(4.51)	(4.10)	(1)	(0.41)
	244	88	77	55	11	10	2	1
5年超	(100)	(26.11)	(33.50)	(25.62)	(8.87)	(2.96)	(2.96)	(0.00)
	203	53	68	52	18	6	6	0

【図44】控訴審の審理期間別の上告率



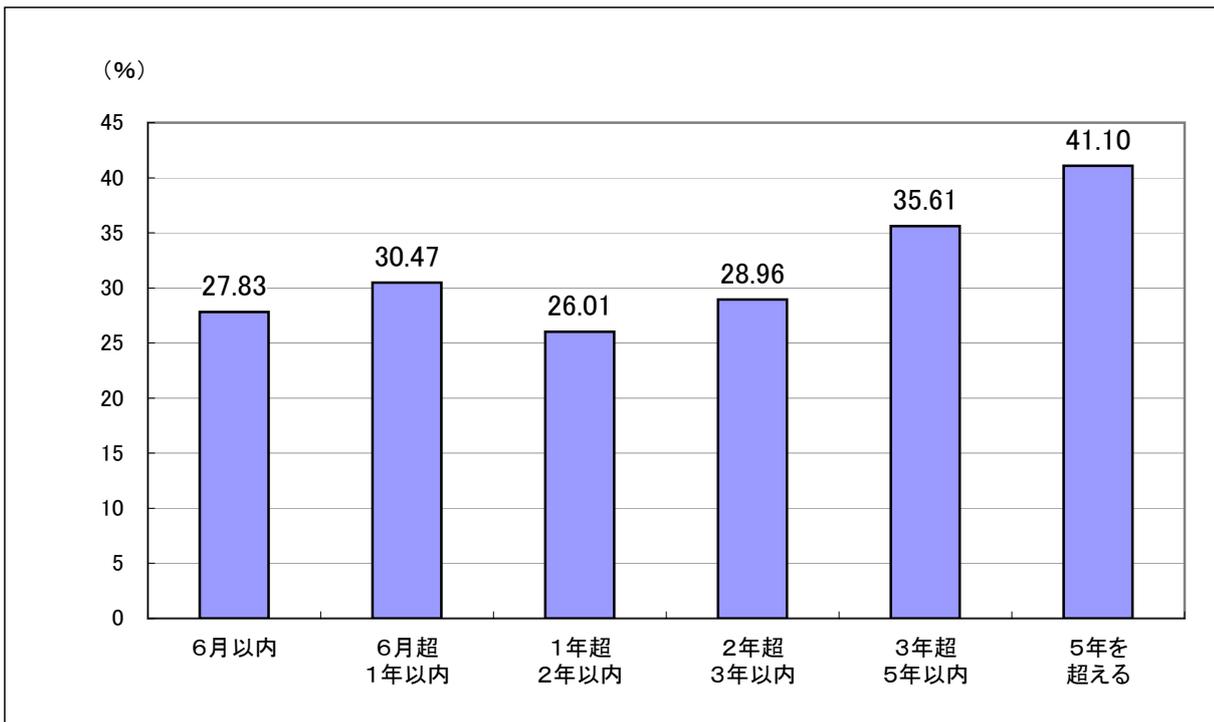
	6月以内	6月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 5年以内	5年を 超える
上告 有	1,626	610	238	44	19	2
上告 無	4,325	1,515	379	63	32	3
合計(件)	5,951	2,125	617	107	51	5

【図45】控訴審の全期日回数別の上告率



全期日回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回 以上	事件 全体
上告あり	28	1,408	441	215	122	96	56	42	33	25	13	13	7	9	6	25	2,539
上告なし	36	3,780	1,160	452	288	175	116	95	56	35	22	20	20	9	11	42	6,317
合計(件)	64	5,188	1,601	667	410	271	172	137	89	60	35	33	27	18	17	67	8,856

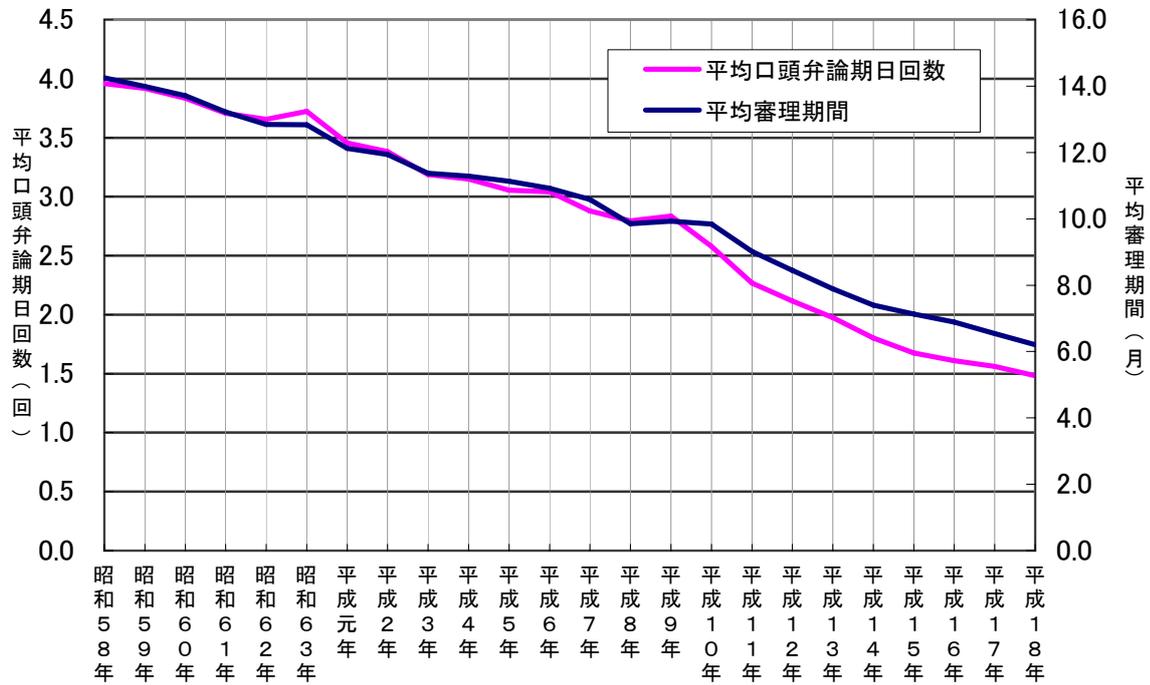
【図46】第一審及び控訴審の合計審理期間別の上告率



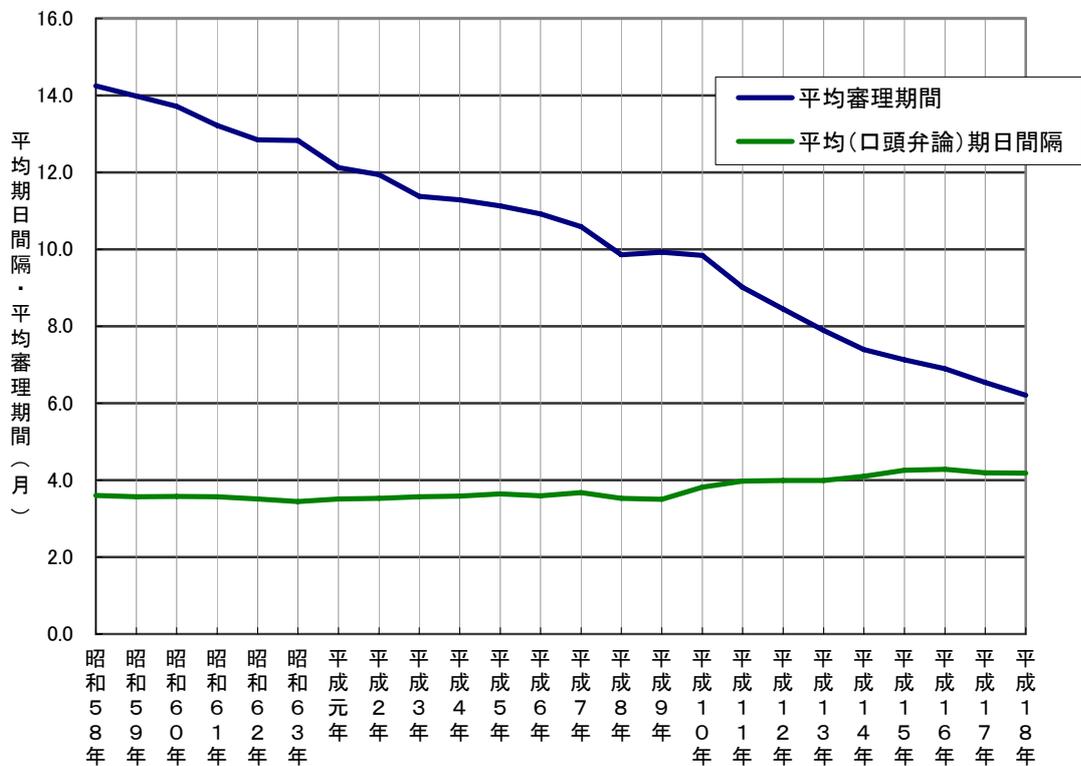
	6月以内	6月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 5年以内	5年を 超える
上告 有	32	341	947	567	360	120
上告 無	83	778	2,694	1,391	651	172
合計(件)	115	1,119	3,641	1,958	1,011	292

## Ⅱ 経年変化

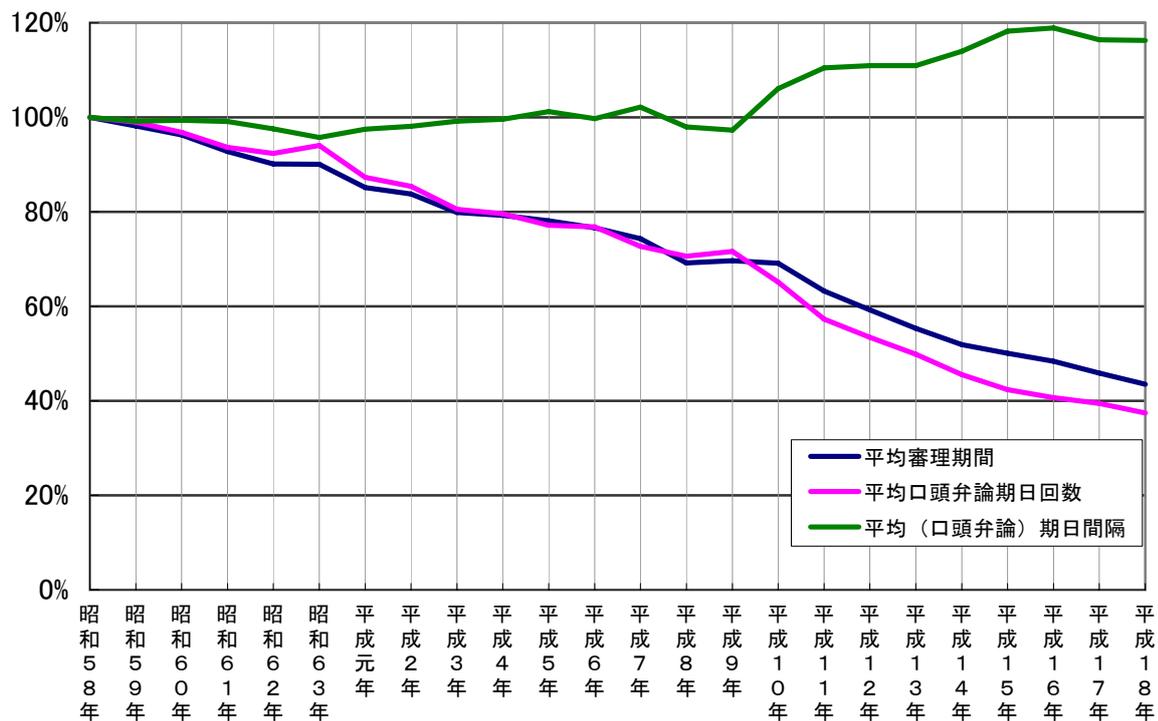
【図47】平均審理期間と平均口頭弁論期日回数の推移(※P54-図52)



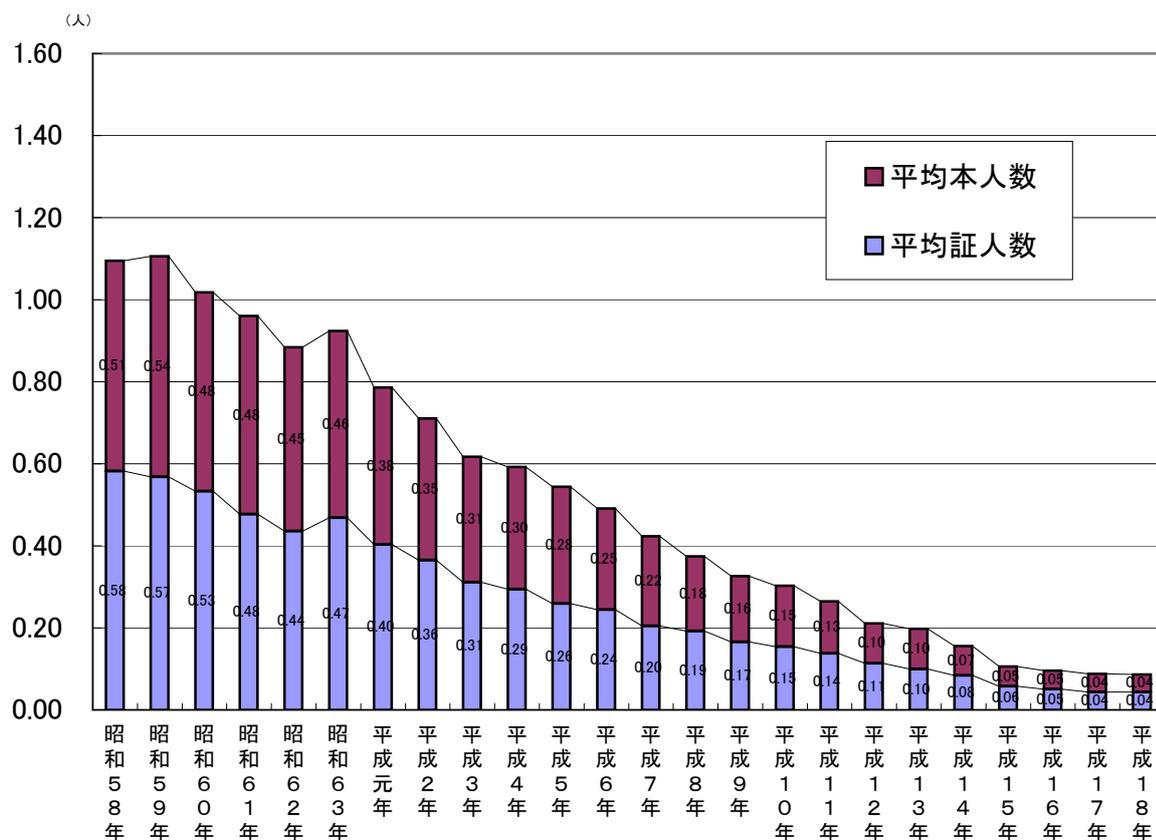
【図48】平均審理期間と平均期日間隔の推移(※P54-図53)



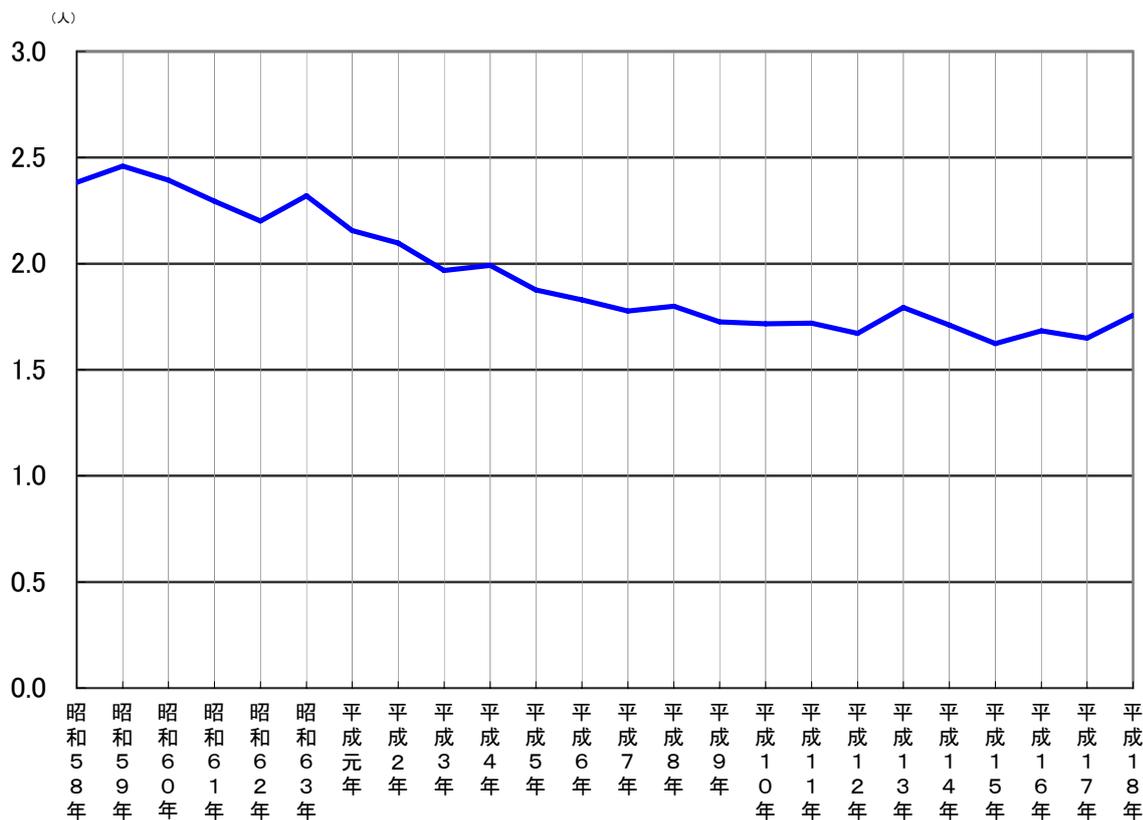
【図49】平均審理期間、平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔の推移(※P55-図54)  
 (昭和58年の各数値を100とし、指数化して、その後の推移を見たもの)



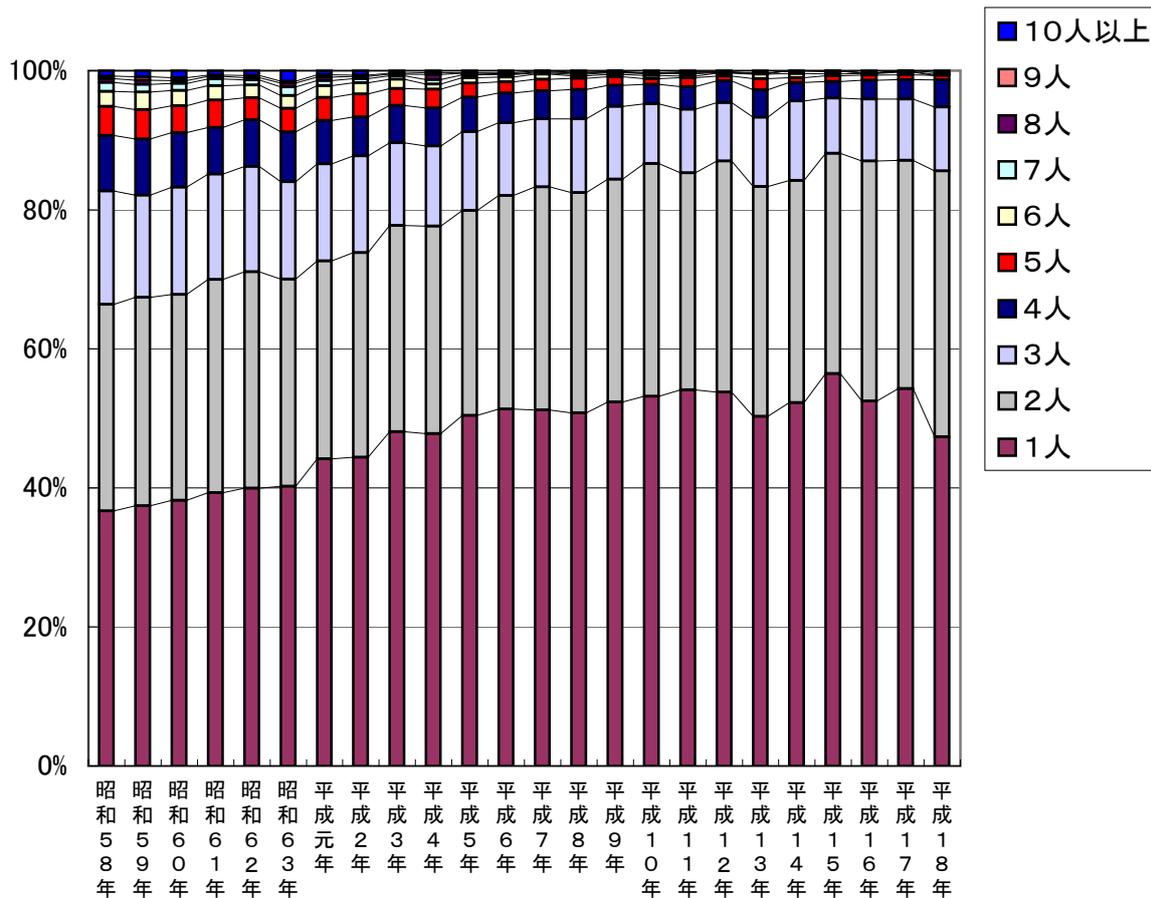
【図50】平均人証数の推移(※P56-図55)



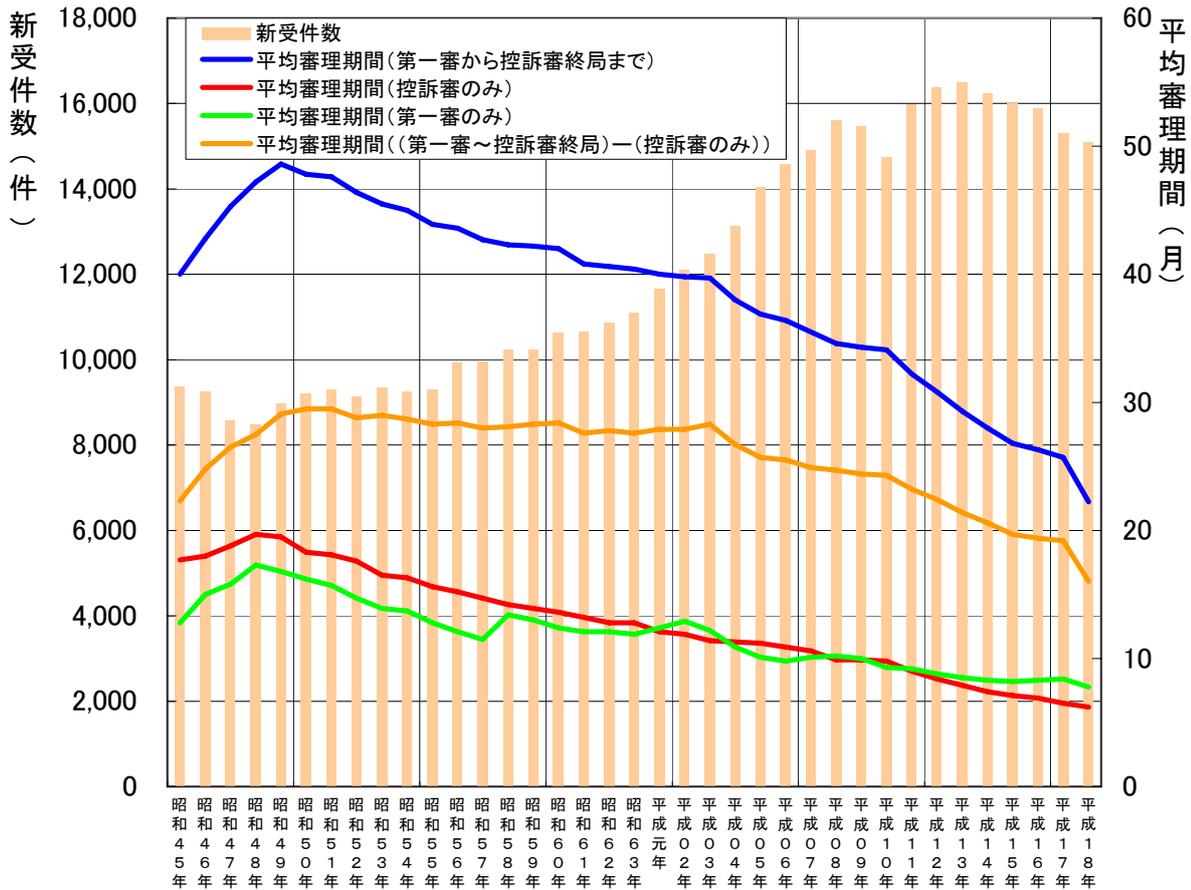
【図51】平均人証数の推移(人証調べを実施した事件)(※P57-図58)



【図52】人証数の割合の推移(人証調べを実施した事件)(※P57-図59)

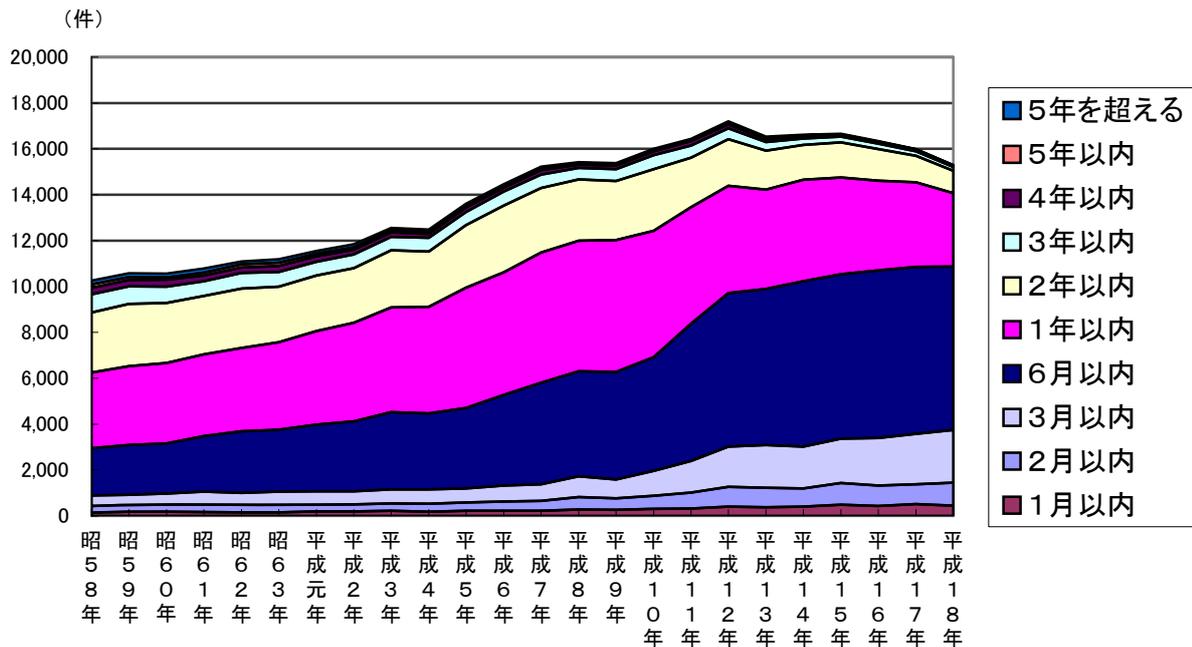


【図53】新受件数と平均審理期間の推移(※P62-図68)

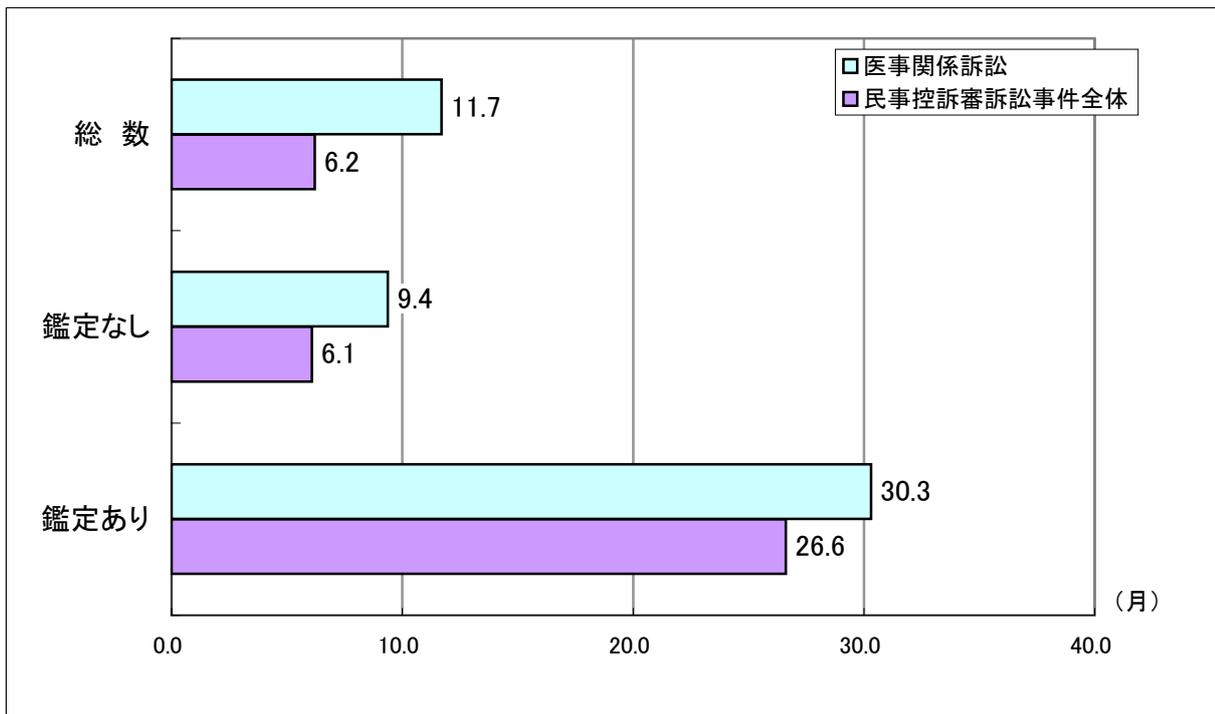


「平均審理期間((第一審～控訴審終局)－(控訴審のみ))」は、控訴提起のあった事件について、第一審の訴え提起から高裁で控訴が受理されるまでの平均審理期間を意味する。

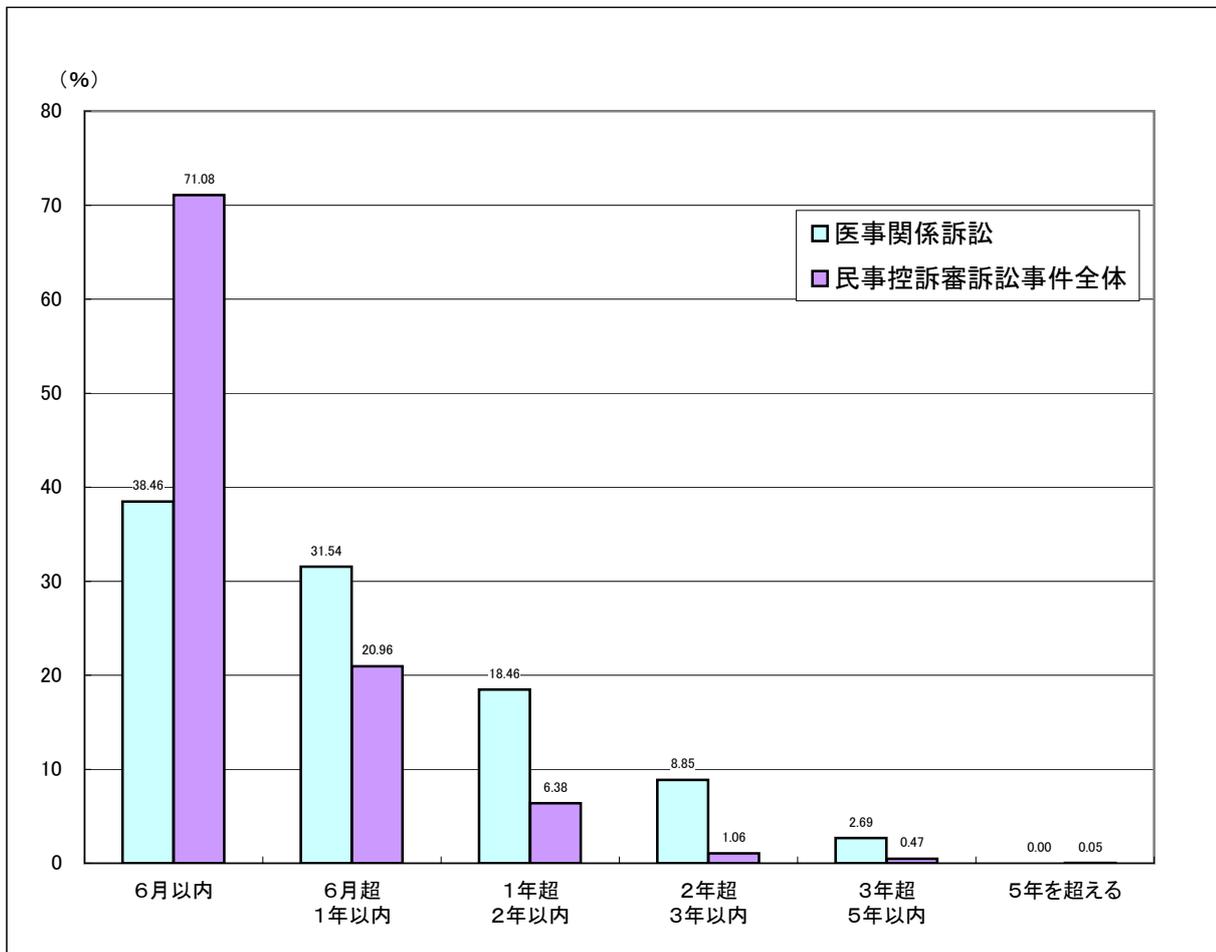
【図54】既済事件の審理期間(控訴審のみ)別事件数の推移(※P63-図69)



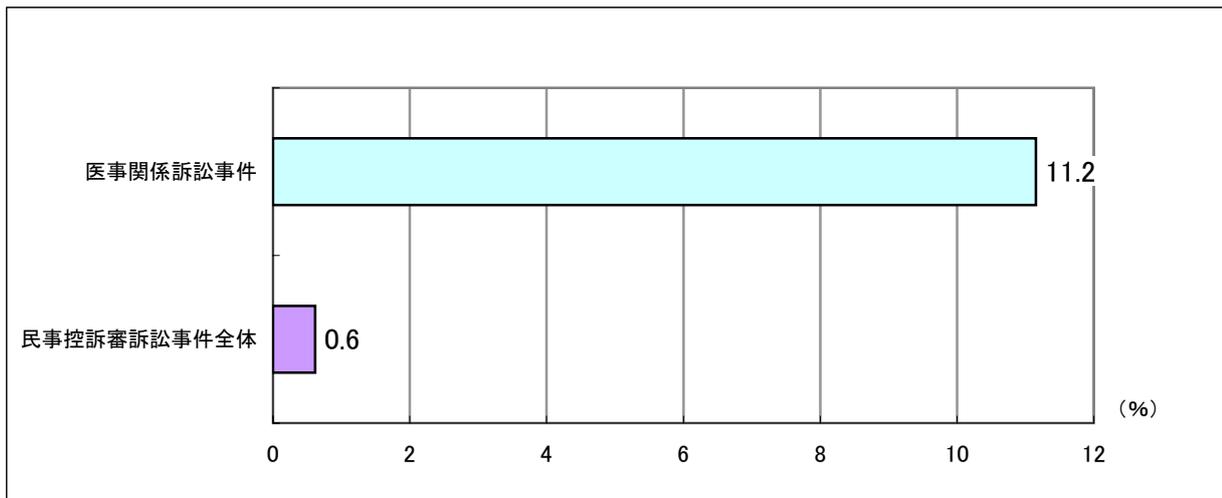
【図55】平均審理期間(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



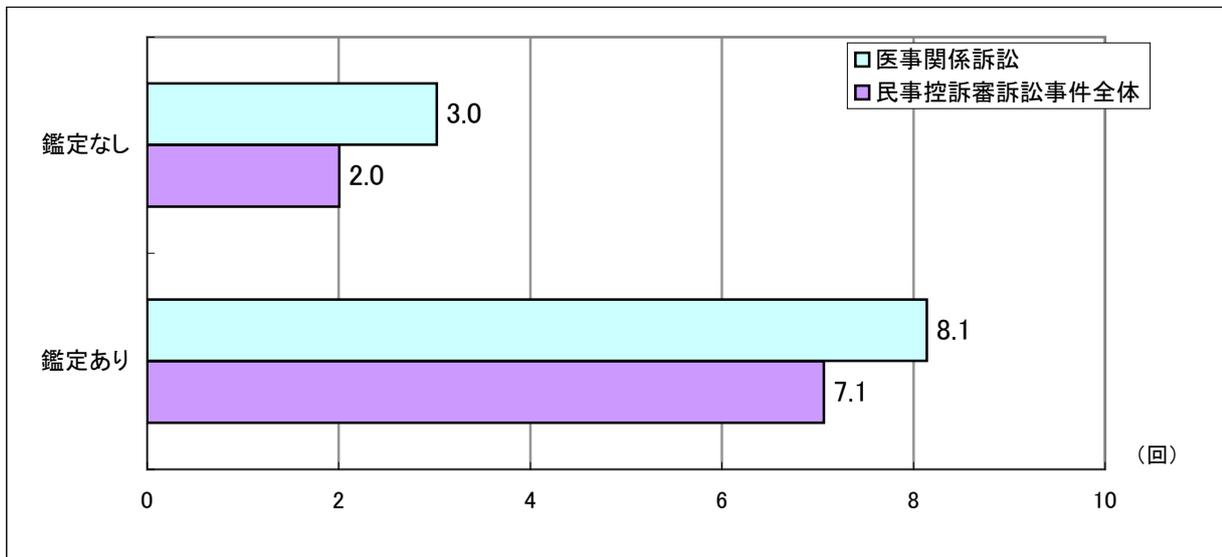
【図56】審理期間別の事件割合(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



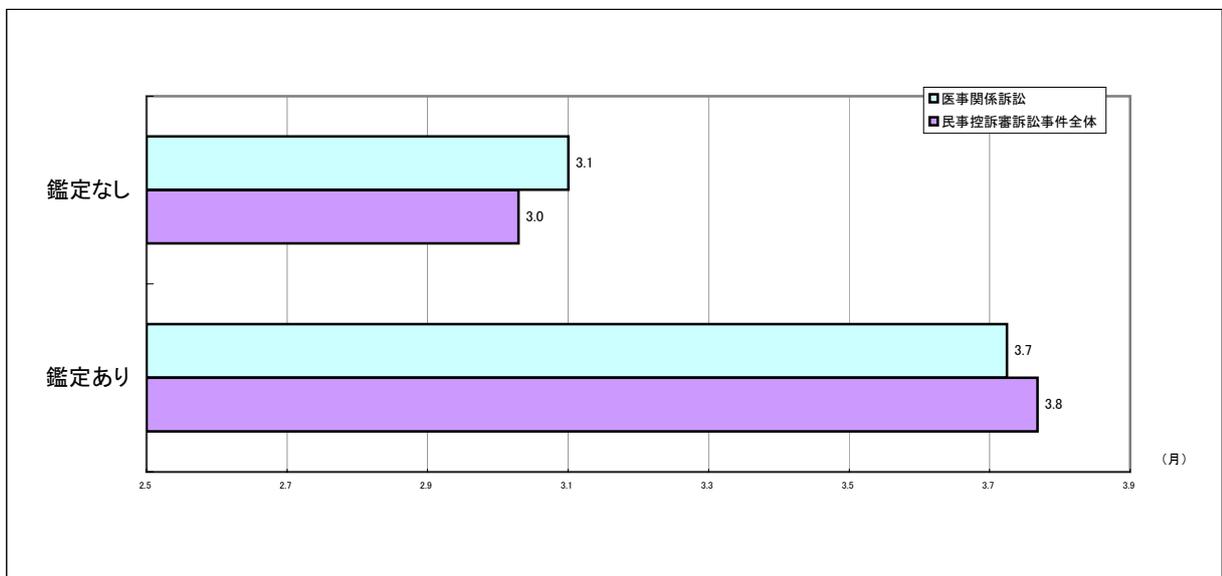
【図57】鑑定実施率(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



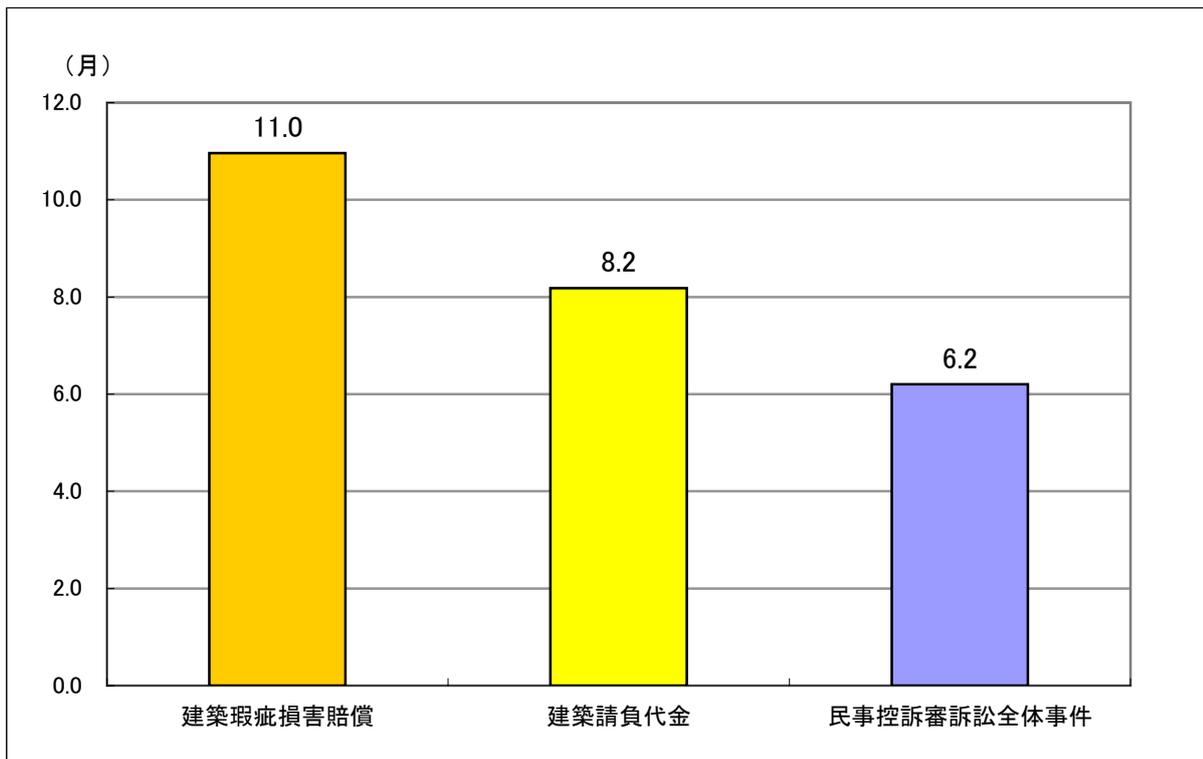
【図58】鑑定の有無別の平均全期日回数(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



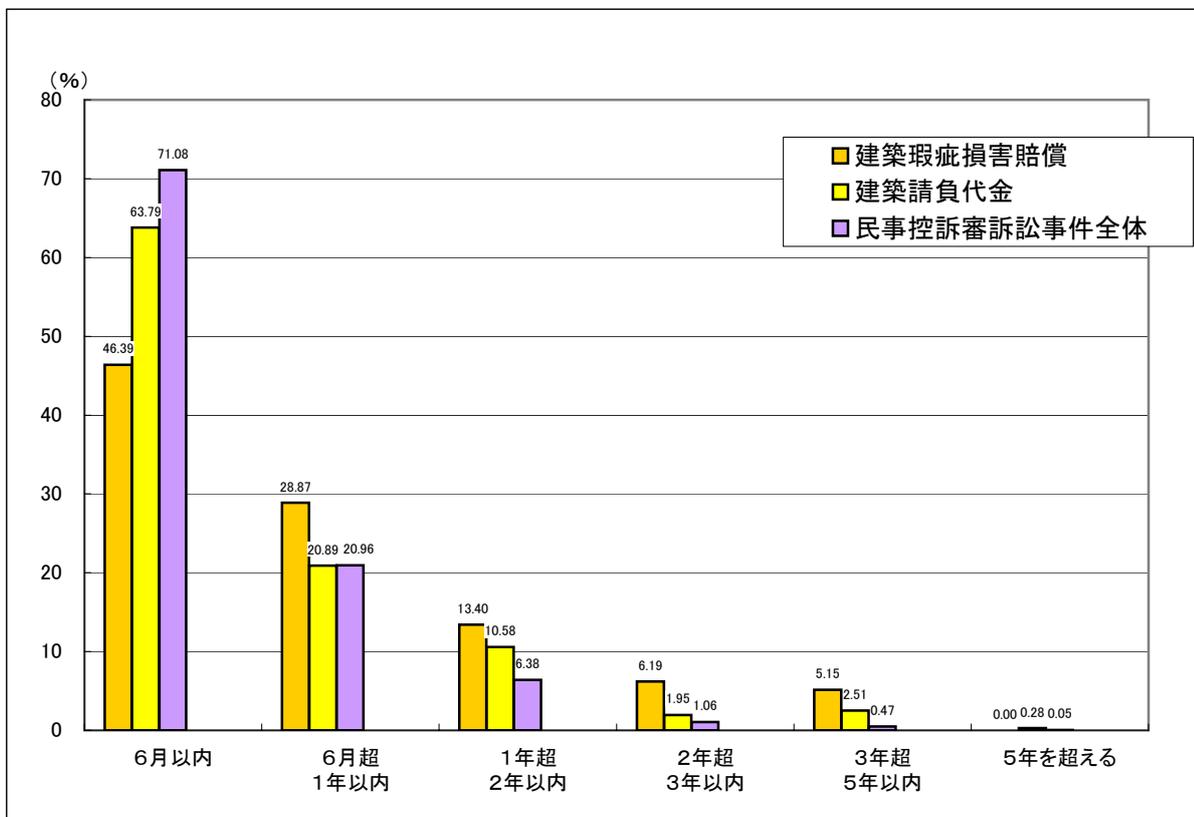
【図59】鑑定の有無別の平均期日間隔(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



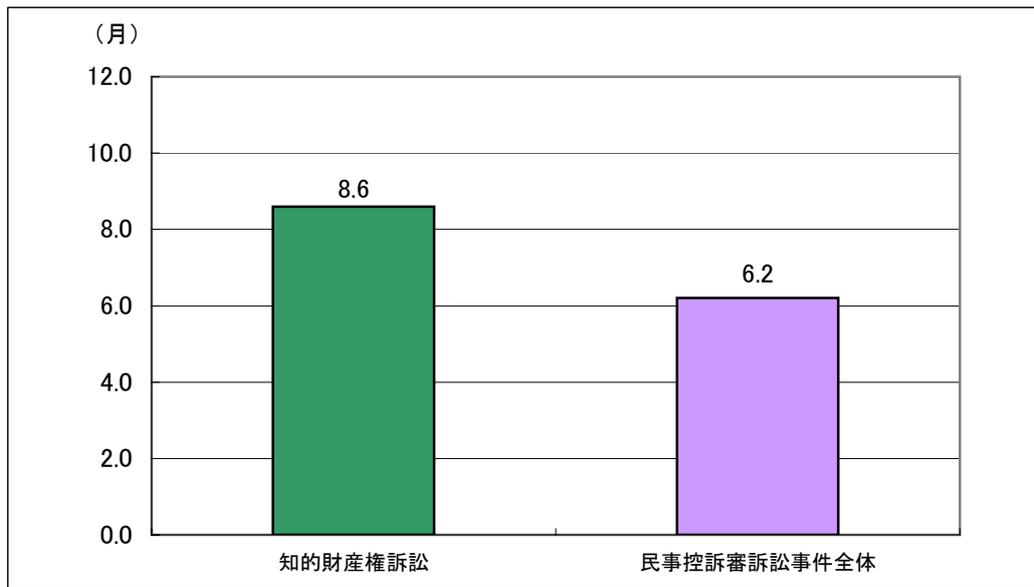
【図60】平均審理期間(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



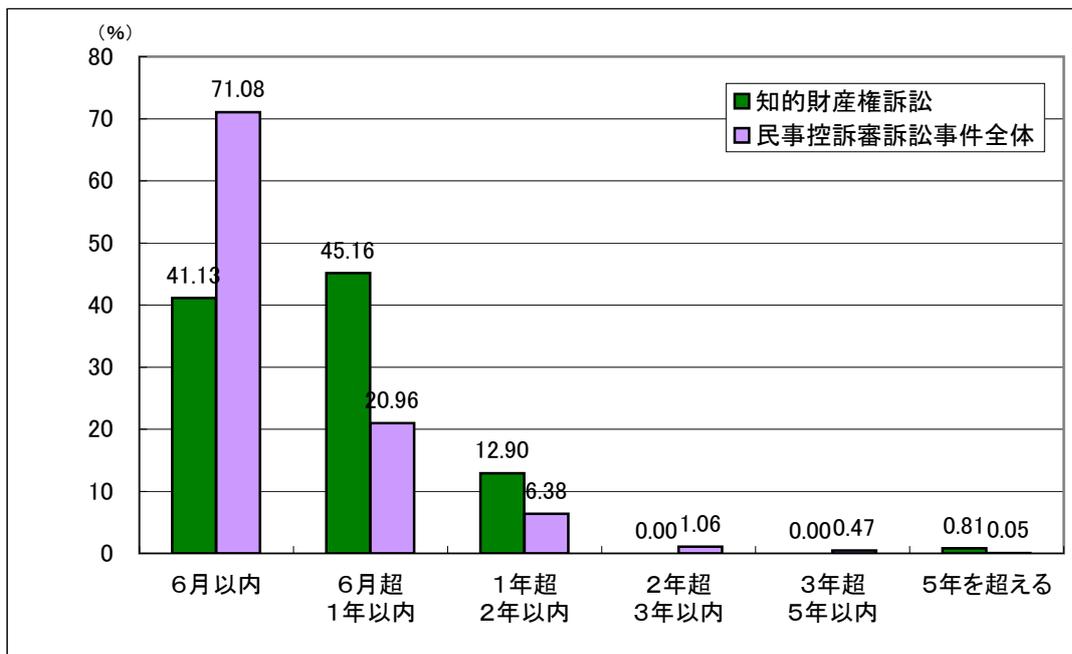
【図61】審理期間別の事件割合(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



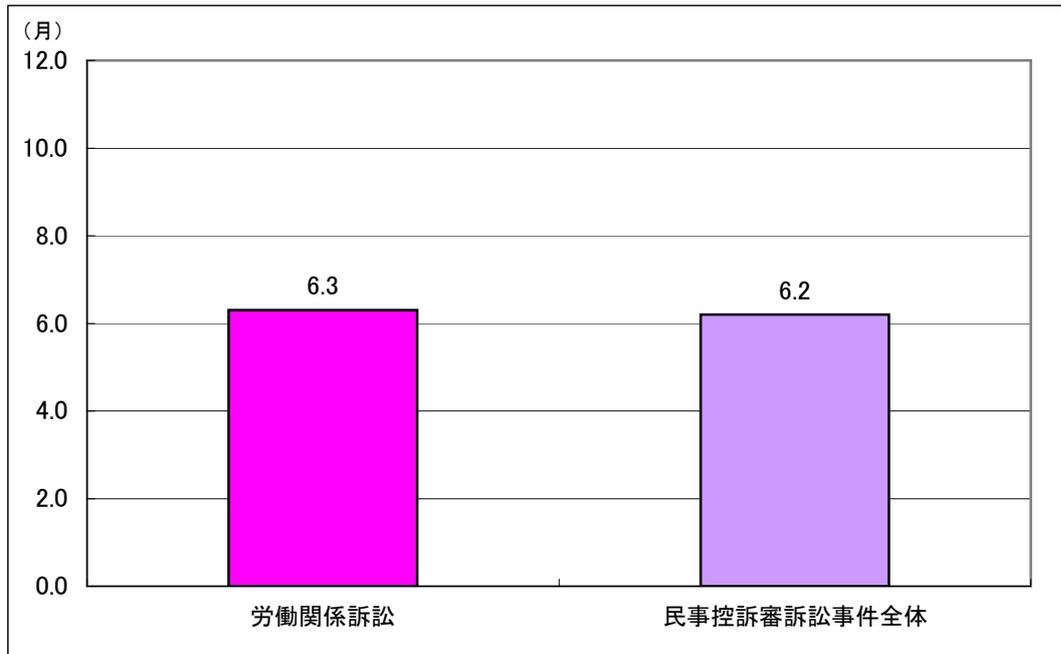
【図62】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



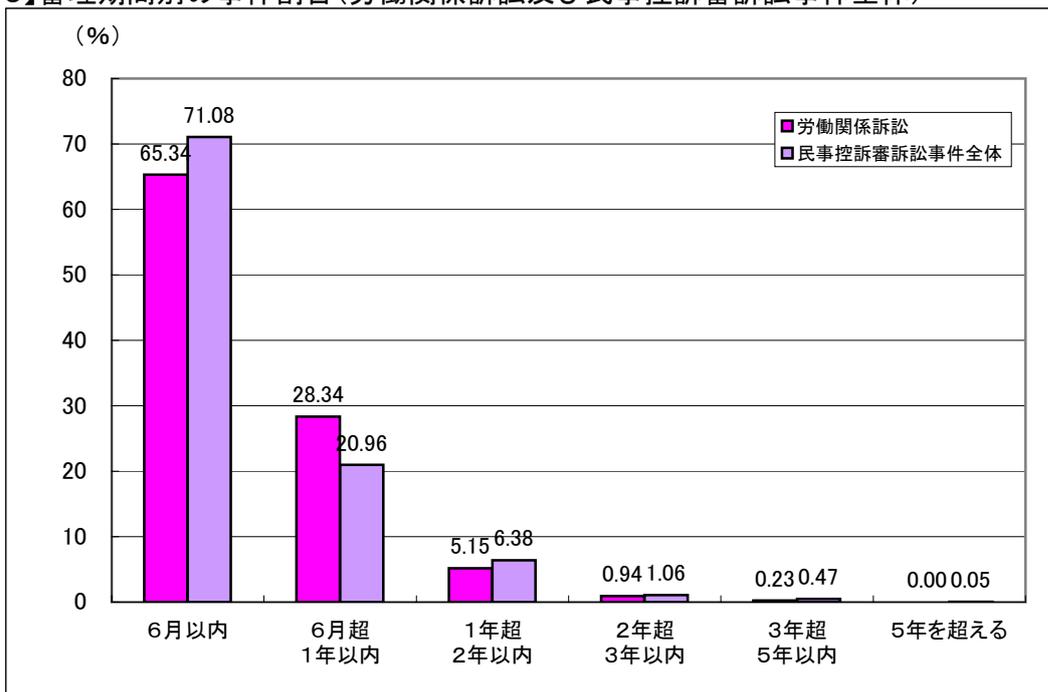
【図63】 審理期間別の事件割合(知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



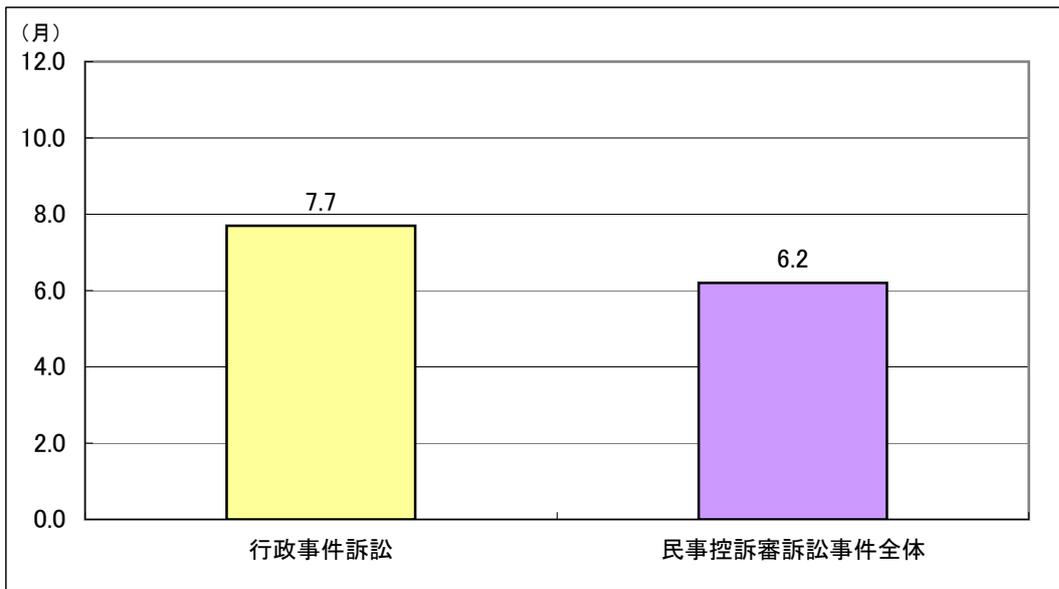
【図64】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



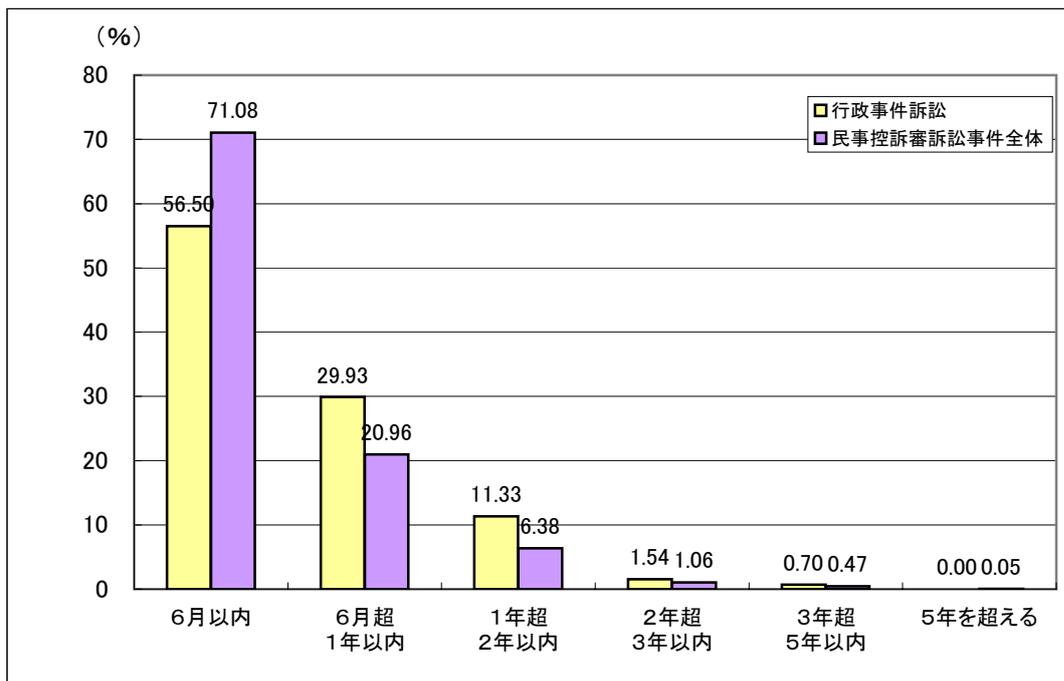
【図65】 審理期間別の事件割合(労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【図66】 平均審理期間(行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【図67】 審理期間別の事件割合(行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



○ 行政事件訴訟における審理等の概況

【表68】平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔

平均口頭弁論期日回数	2.0
平均期日間隔(月)	3.6

平均期日間隔＝平均審理期間÷平均全期日回数

全期日回数＝判決言渡期日を除く口頭弁論期日回数＋争点整理期日回数

【表69】平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔(判決言渡期日を含む)

平均口頭弁論期日回数	2.9
平均期日間隔(月)	3.1

平均期日間隔＝平均審理期間÷平均全期日回数(判決言渡期日を含む)

全期日回数(判決言渡期日を含む)＝口頭弁論期日回数＋争点整理期日回数＋判決言渡期日

【表70】争点整理実施率及び平均争点整理期日回数

争点整理 手 続	実施率	31件 4.3%
	平均争点整理期日回数(全事件)	0.1
	平均争点整理期日回数	3.4

【表71】平均人証数

人証調べ	平均人証数	0.07
	うち平均証人数	0.05
	うち平均本人数	0.02

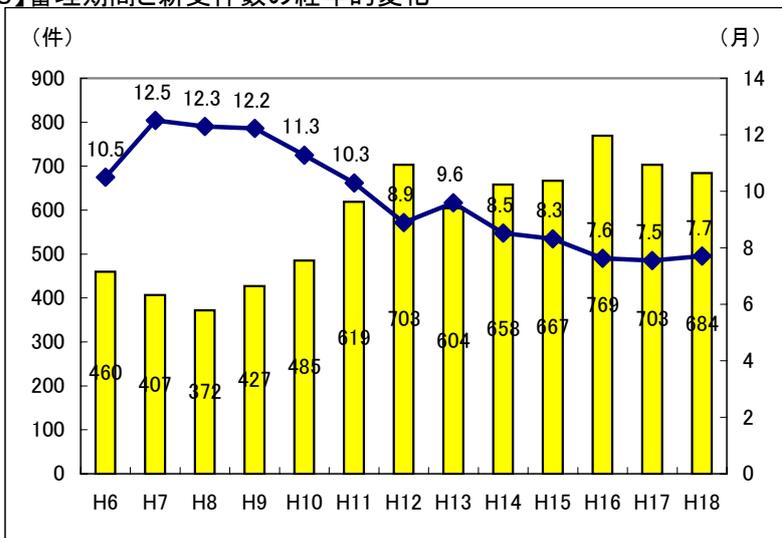
平均人証数(人証調べ実施事件)	1.63
うち平均証人数	1.20
うち平均本人数	0.43

端数処理の関係で各内訳の人数の合計は全体の人数と必ずしも一致しない。

【表72】終局区分別の事件数及び事件割合

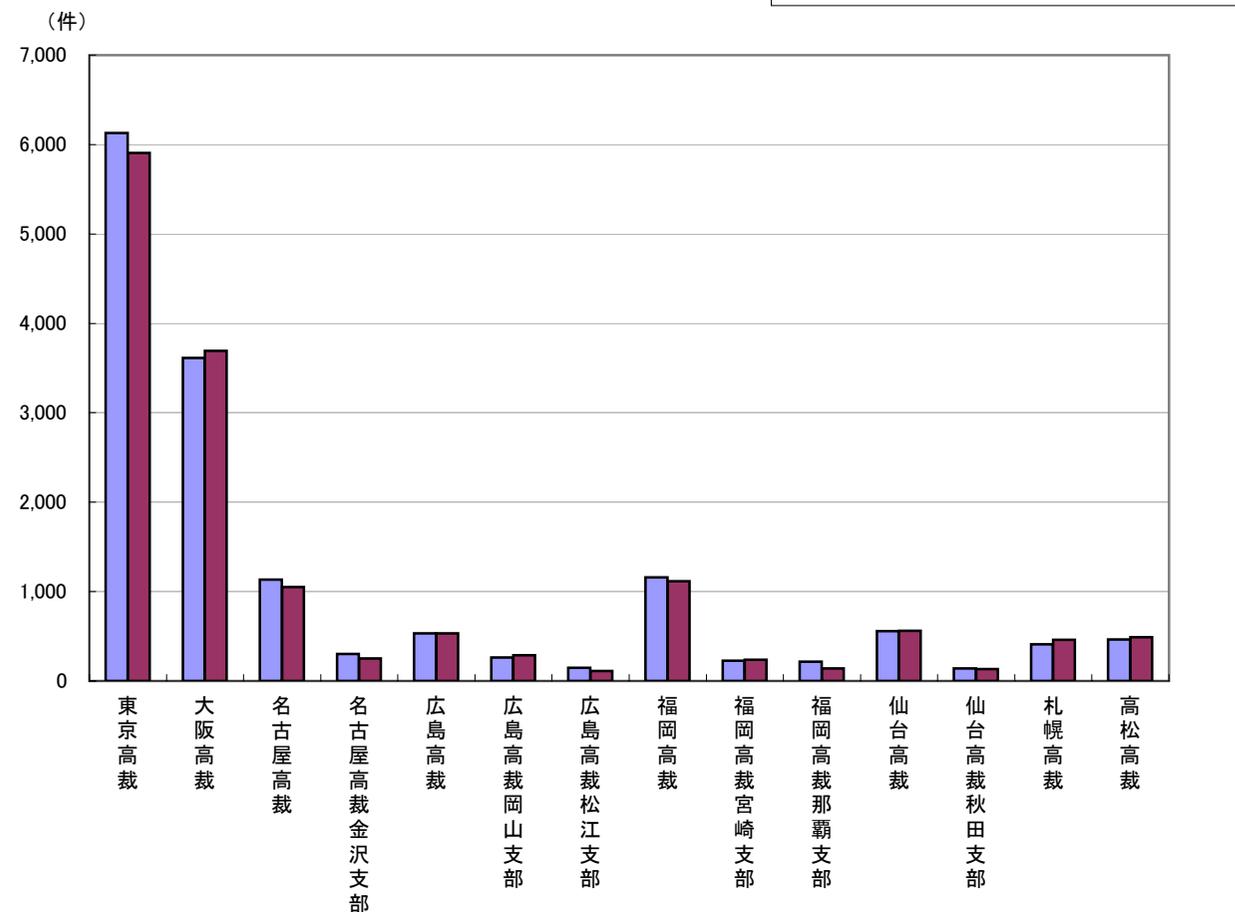
終 局 区 分	判決 (棄却)	563 78.7%
	判決 (自判)	90 12.6%
	判決 (その他)	10 1.4%
	和 解	4 0.6%
	訴え取下げ	12 1.7%
	控訴取下げ	23 3.2%
	それ以外	13 1.8%

【図73】審理期間と新受件数の経年的変化



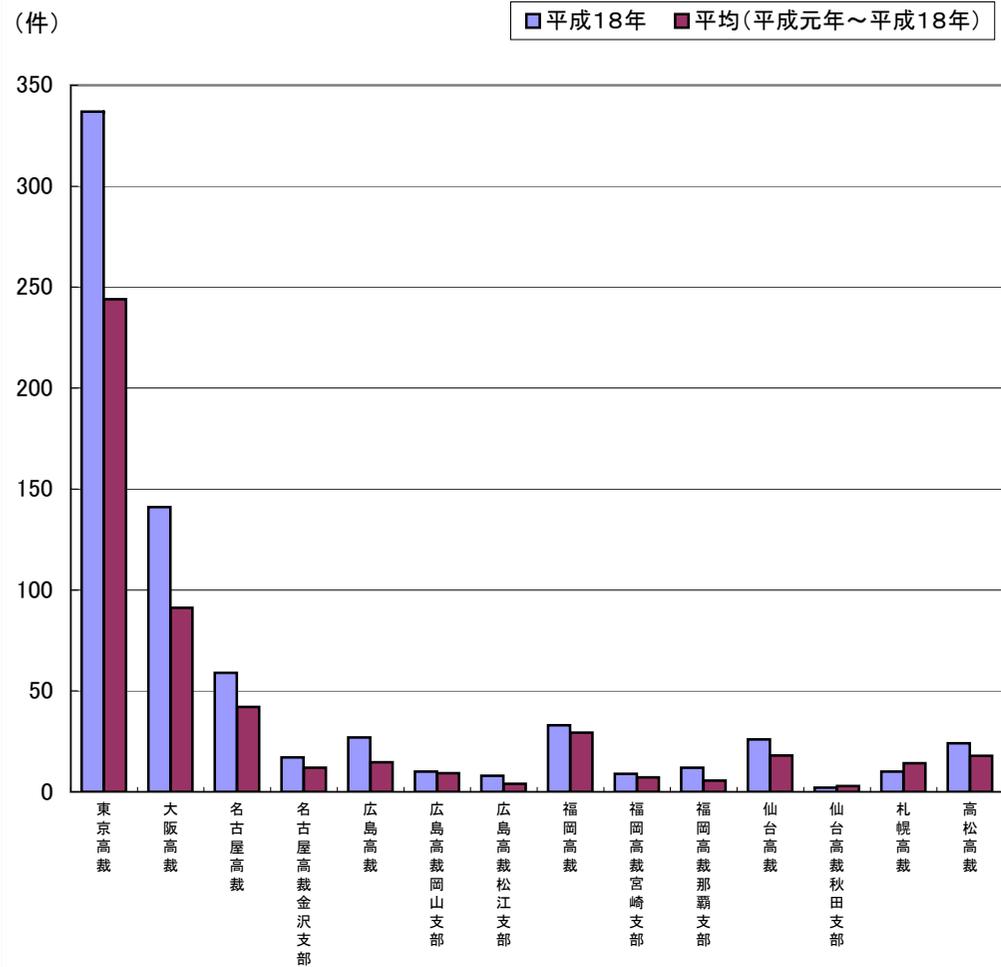
### Ⅲ 高裁別

【図74】高裁別既済事件数の状況(民事)(※P145-図277)



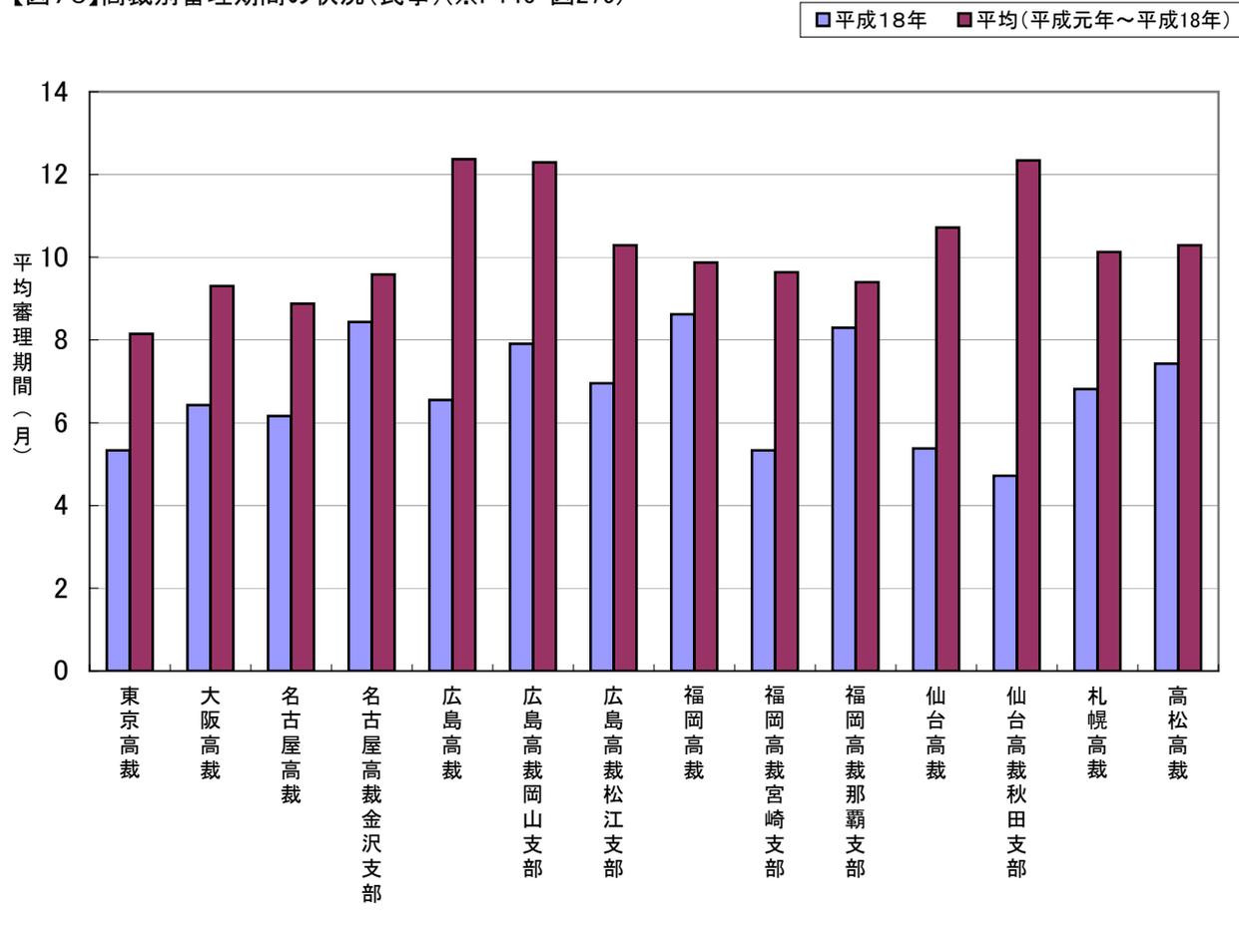
裁判所名	平成18年 (上段:件数 下段:割合)	平均 (平成元年 ～平成18年)
東京高裁	6,129	5,905
	40.09%	
大阪高裁	3,612	3,693
	23.62%	
名古屋高裁	1,132	1,052
	7.40%	
名古屋高裁金沢支部	303	253
	1.98%	
広島高裁	531	533
	3.47%	
広島高裁岡山支部	261	289
	1.71%	
広島高裁松江支部	148	111
	0.97%	
福岡高裁	1,158	1,114
	7.57%	
福岡高裁宮崎支部	227	239
	1.48%	
福岡高裁那覇支部	215	142
	1.41%	
仙台高裁	559	563
	3.66%	
仙台高裁秋田支部	142	133
	0.93%	
札幌高裁	409	462
	2.67%	
高松高裁	464	488
	3.03%	
合 計	15,290	

【図75】高裁別既済事件数の状況(行政)



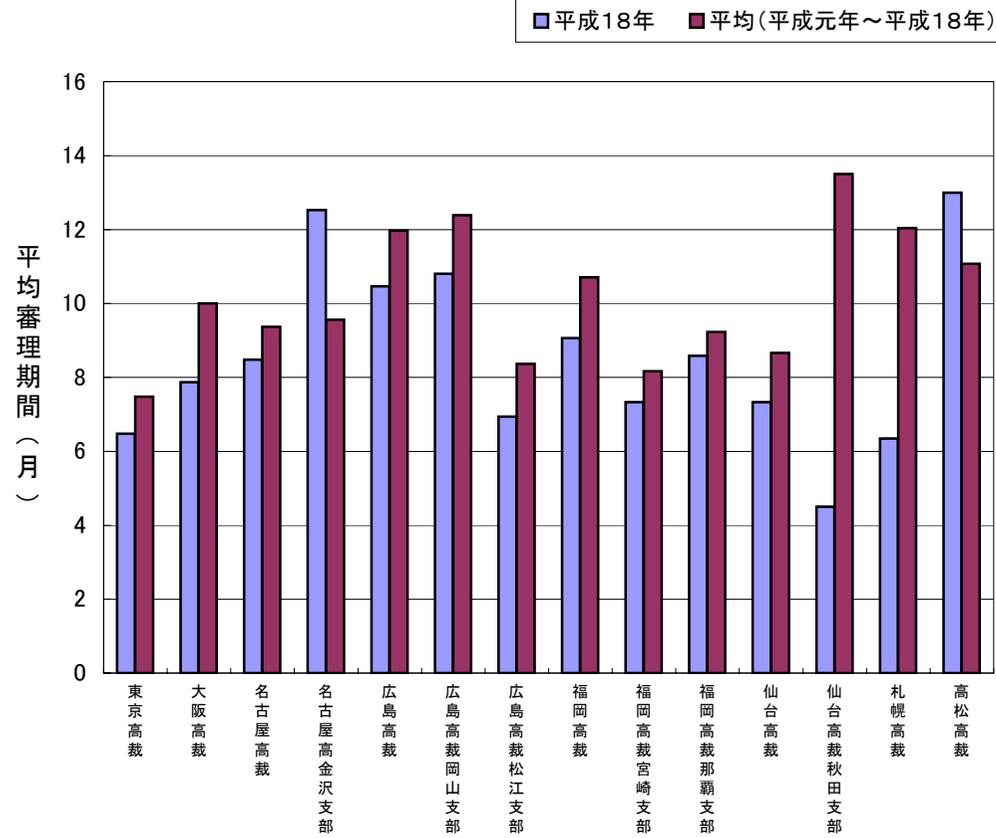
裁判所名	平成18年 (上段:件数 下段:割合)	平均 (平成元年 ~平成18年)
東京高裁	337	244
	47.13%	
大阪高裁	141	91
	19.72%	
名古屋高裁	59	42
	8.25%	
名古屋高裁金沢支部	17	12
	2.38%	
広島高裁	27	15
	3.78%	
広島高裁岡山支部	10	9
	1.40%	
広島高裁松江支部	8	4
	1.12%	
福岡高裁	33	29
	4.62%	
福岡高裁宮崎支部	9	7
	1.26%	
福岡高裁那覇支部	12	6
	1.68%	
仙台高裁	26	18
	3.64%	
仙台高裁秋田支部	2	3
	0.28%	
札幌高裁	10	14
	1.40%	
高松高裁	24	18
	3.36%	
合計	715	

【図76】高裁別審理期間の状況(民事)(※P146-図279)



裁判所名	平成18年 (月)	平均(月) (平成元年 ~平成18年)
東京高裁	5.33	8.15
大阪高裁	6.42	9.30
名古屋高裁	6.17	8.88
名古屋高裁金沢支部	8.43	9.58
広島高裁	6.55	12.37
広島高裁岡山支部	7.91	12.29
広島高裁松江支部	6.95	10.29
福岡高裁	8.62	9.87
福岡高裁宮崎支部	5.33	9.64
福岡高裁那覇支部	8.29	9.40
仙台高裁	5.38	10.71
仙台高裁秋田支部	4.71	12.34
札幌高裁	6.82	10.12
高松高裁	7.43	10.29

【図77】高裁別審理期間の状況(行政)



裁判所名	平成18年 (月)	平均(月) (平成元年 ～平成18年)
東京高裁	6.47	7.48
大阪高裁	7.87	10.00
名古屋高裁	8.48	9.37
名古屋高裁金沢支部	12.53	9.56
広島高裁	10.46	11.97
広島高裁岡山支部	10.80	12.39
広島高裁松江支部	6.94	8.36
福岡高裁	9.06	10.71
福岡高裁宮崎支部	7.33	8.17
福岡高裁那覇支部	8.58	9.22
仙台高裁	7.33	8.66
仙台高裁秋田支部	4.50	13.50
札幌高裁	6.35	12.04
高松高裁	13.00	11.07